

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第68期)	至	2021年3月31日

新光商事株式会社

E02664

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
4. 経営上の重要な契約等	17
5. 研究開発活動	17
第3 設備の状況	18
1. 設備投資等の概要	18
2. 主要な設備の状況	18
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 所有者別状況	20
(6) 大株主の状況	21
(7) 議決権の状況	22
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	23
2. 自己株式の取得等の状況	25
3. 配当政策	26
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	27
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	27
(2) 役員の状況	32
(3) 監査の状況	35
(4) 役員の報酬等	38
(5) 株式の保有状況	42
第5 経理の状況	46
1. 連結財務諸表等	47
(1) 連結財務諸表	47
(2) その他	82
2. 財務諸表等	83
(1) 財務諸表	83
(2) 主な資産及び負債の内容	94
(3) その他	94
第6 提出会社の株式事務の概要	95
第7 提出会社の参考情報	96
1. 提出会社の親会社等の情報	96
2. その他の参考情報	96
第二部 提出会社の保証会社等の情報	96
[監査報告書]	
[内部統制報告書]	
[確認書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第68期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	東京（03）6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 一色 修志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階
【電話番号】	東京（03）6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 一色 修志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	112,458	127,926	116,405	101,627	102,898
経常利益 (百万円)	2,139	3,592	2,299	1,771	1,561
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,271	2,276	1,460	1,236	1,255
包括利益 (百万円)	1,349	2,190	1,427	776	1,801
純資産額 (百万円)	55,515	53,394	51,453	49,544	50,340
総資産額 (百万円)	79,687	76,373	75,295	71,993	73,489
1株当たり純資産額 (円)	2,460.64	2,563.92	1,314.32	1,321.73	1,340.06
1株当たり当期純利益金額 (円)	55.83	104.75	36.14	32.93	33.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.01	69.18	67.55	67.97	67.66
自己資本利益率 (%)	2.31	4.22	2.82	2.48	2.55
株価収益率 (倍)	21.76	16.83	26.00	27.03	23.62
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,354	△3,899	6,768	6,643	△4,527
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,192	1,881	△102	45	△714
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,585	△4,613	△3,071	△2,678	△1,232
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	23,210	16,493	20,124	23,924	17,596
従業員数 (人)	769	851	818	651	664
[外、平均臨時雇用者数]	[68]	[78]	[85]	[89]	[96]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載をしておりません。

3. 1株当たり純資産額および、1株当たり当期純利益金額の算定上、役員向け株式給付信託が所有する自己株式を控除し、第66期以降は従業員向け株式給付信託が所有する自己株式を控除しております。

4. 当社は、2019年10月1日付けで、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	68,569	78,881	72,914	63,076	63,729
経常利益 (百万円)	999	6,623	954	310	181
当期純利益 (百万円)	438	5,911	587	386	126
資本金 (百万円)	9,501	9,501	9,501	9,501	9,501
発行済株式総数 (千株)	24,855	24,855	24,855	49,710	47,510
純資産額 (百万円)	39,865	41,695	38,680	36,112	35,775
総資産額 (百万円)	56,098	57,644	55,971	52,100	52,725
1株当たり純資産額 (円)	1,783.89	2,023.45	999.52	975.43	964.17
1株当たり配当額 (円)	40	50	55	41	34
(内1株当たり中間配当額)	(20)	(20)	(25)	(27)	(14)
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.24	272.03	14.53	10.29	3.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.06	72.33	69.11	69.31	67.85
自己資本利益率 (%)	1.09	14.18	1.52	1.07	0.35
株価収益率 (倍)	63.15	6.48	64.64	86.49	234.60
配当性向 (%)	207.90	18.38	189.26	267.25	997.07
従業員数 (人)	332	341	359	366	377
[外、平均臨時雇用者数]	[63]	[72]	[77]	[80]	[91]
株主総利回り (%)	119.4	174.5	190.2	186.2	175.9
(比較指標：TOPIX配当込み) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	1,350	2,223	2,019	949 (1,981)	929
最低株価 (円)	923	1,199	1,448	600 (1,732)	721

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載をしておりません。

3. 1株当たり純資産額および、1株当たり当期純利益金額の算定上、役員向け株式給付信託が所有する自己株式を控除し、第66期以降は従業員向け株式給付信託が所有する自己株式を控除しております。

4. 当社は、2019年10月1日付けで、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. この株式分割に伴い、第67期の(内1株当たり中間配当額)は、株式分割前の実際の配当額を記載しております。株式分割前の中間配当額と株式分割後の期末配当額と合算し、第67期の1株当たり配当額を記載しております。

6. 株主総利回りは、最近5事業年度の期首に普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったと仮定し算定しております。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

8. 第67期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価および最低株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	沿革
1953年11月	資本金25万円をもって、東京都中央区日本橋に新光商事株式会社を設立。
1957年2月	日本電気株式会社（現：ルネサスエレクトロニクス株式会社）と特約店契約を結び、販売特約店となる。
1961年10月	本店所在地を東京都目黒区に移転。
1977年6月	シンガポールにSHINKO (PTE) LTD.（現：連結子会社）を設立。
1978年12月	関連会社として香港にSUNSHINE HONG KONG ELECTRONICS LTD.を同業三社合弁にて設立。
1980年6月	龍川森林軌道株式会社の株式取得。
1983年8月	東京証券取引所市場第二部に上場。
1987年9月	香港の三社合弁会社SUNSHINE HONG KONG ELECTRONICS LTD.を解散し、NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED（現：連結子会社）を設立。
1987年12月	台湾における陽耀電子股份有限公司（現：連結子会社）の株式取得。
1988年10月	神奈川県横浜市に南関東地区の物流拠点として横浜物流センターを新築。
1989年1月	米国にNOVALUX AMERICA INC.（現：連結子会社）を設立。
1989年6月	長野県塩尻市に甲信越地区の物流拠点として塩尻物流センターを新築。
1990年4月	東京証券取引所市場第一部に指定替え。
1991年12月	マレーシアにSHINKO (PTE) LTD.の子会社であるNOVALUX (MALAYSIA) SDN BHD（現：非連結子会社）を設立。
1992年2月	龍川森林軌道株式会社は新光リバブル株式会社へ社名変更。
1995年4月	新光リバブル株式会社はノバラックスジャパン株式会社（現：連結子会社）へ社名変更し開設。
1997年11月	北海道札幌市に新光商事エルエスアイデザインセンター株式会社（現：連結子会社）を設立。
2005年3月	中華人民共和国にNOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITEDの子会社である樂法洛（上海）貿易有限公司（現：連結子会社）を設立。
2006年8月	横浜物流センターを神奈川県川崎市へ移転し、名称を川崎物流センターとする。
2007年1月	本社を東京都品川区に移転。
2007年4月	NT販売株式会社（現：連結子会社）及びNT販売株式会社の子会社であるNT Sales Hong Kong Ltd.（現：連結子会社）を株式取得により子会社とする。
2007年10月	タイにSHINKO (PTE) LTD.の子会社であるNOVALUX (THAILAND) CO., LTD.（現：連結子会社）を設立。
2011年12月	中華人民共和国にNOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITEDの子会社である樂法洛（深セン）貿易有限公司（現：非連結子会社）を設立。
2012年2月	スペインにNOVALUX EUROPE, S. A.（現：連結子会社）を設立。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（新光商事株式会社）、子会社13社及び関連会社1社により構成されており、集積回路・半導体素子等の電子部品、アッセンブリ製品及び電子機器の販売・輸出入を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と連結子会社等の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

次の3セグメント区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

セグメント	主要取扱商品	取扱会社
電子部品事業	マイコン システムLSI メモリ 半導体 コンデンサ フェライトコア 液晶ディスプレイ 一般電子部品他	当社 SHINKO (PTE) LTD. NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED 陽耀電子股份有限公司 NOVALUX AMERICA INC. ノバラックスジャパン株式会社 NT販売株式会社 NT Sales Hong Kong Ltd. 樂法洛（上海）貿易有限公司 NOVALUX (THAILAND) CO., LTD. NOVALUX EUROPE, S. A.
アッセンブリ事業	アッセンブリ製品	当社 NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED
その他の事業	ワークステーション サーバ コンピュータ周辺機器 マイクロコンピュータの ソフトウェア受託開発 ソフトウェア開発	当社 ノバラックスジャパン株式会社 新光商事エルエスアイデザインセンター株式会社

また、非連結子会社及び関連会社の名称及び事業内容は次のとおりであります。

〈非連結子会社〉

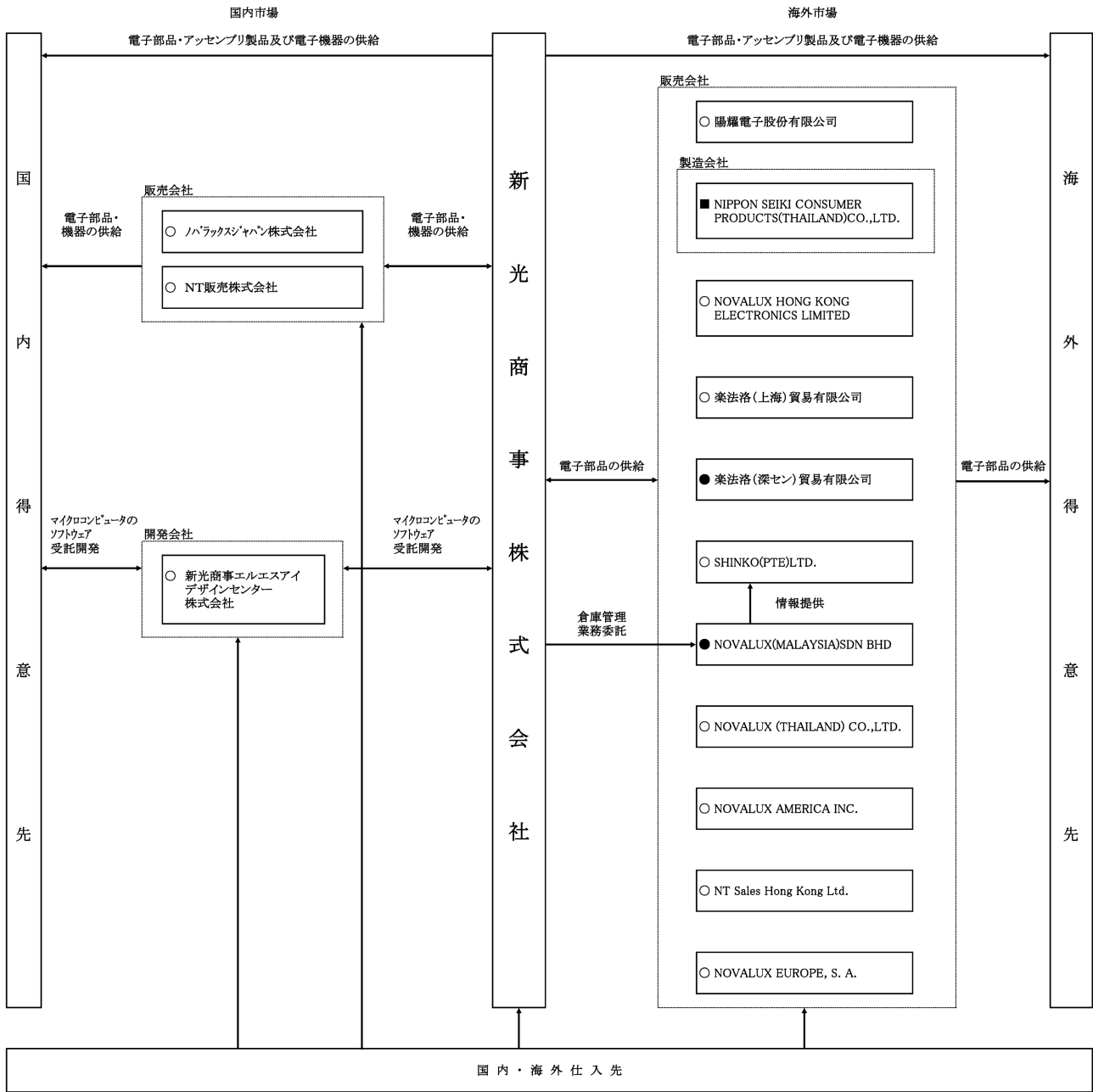
名称	事業内容
樂法洛（深セン）貿易有限公司	電子部品、電子機器、電材の販売
NOVALUX (MALAYSIA) SDN BHD	電子部品倉庫管理等

〈関連会社〉

名称	事業内容
NIPPON SEIKI CONSUMER PRODUCTS (THAILAND) CO., LTD.	アッセンブリ製品の製造・販売

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) ○印は連結子会社 ●印は非連結子会社で持分法非適用会社 ■印は関連会社で持分法非適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED	中華人民共和国香港	千US\$ 4,000	電子部品事業・アッセンブリ事業	100.0	当社が商品販売・当社及び関係会社に商品販売。役員の兼任あり。
SHINKO (PTE) LTD.	シンガポール共和国	千US\$ 3,168	電子部品事業	100.0	〃
陽耀電子股份有限公司	中華民国台北市	千NT\$ 40,000	電子部品事業	100.0	〃
NOVALUX AMERICA INC.	米国ミシガン州	千US\$ 100	電子部品事業	100.0	〃
ノバラックスジャパン株式会社	東京都品川区	百万円 81	電子部品事業・その他の事業	100.0	〃
NT販売株式会社	東京都品川区	百万円 418	電子部品事業	67.0	〃
NT Sales Hong Kong Ltd.	中華人民共和国香港	千US\$ 194	電子部品事業	67.0 (67.0)	関係会社に商品販売。
樂法洛(上海)貿易有限公司	中華人民共和国上海	千人民元 28,677	電子部品事業	100.0 (100.0)	当社が商品販売・当社及び関係会社に商品販売。役員の兼任あり。
新光商事エルエスアイデザインセンター株式会社	北海道札幌市北区	百万円 80	その他の事業	100.0	当社顧客に対するマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発。役員の兼任あり。
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク	千THB 110,000	電子部品事業	100.0 (100.0)	当社が商品販売・当社及び関係会社に商品販売。役員の兼任あり。
NOVALUX EUROPE, S. A.	スペインマラガ	千EUR 500	電子部品事業	100.0	当社が商品販売・当社及び関係会社に商品販売。役員の兼任あり。

- (注) 1. 上記各社はいずれも有価証券届出書又は有価証券報告書は提出していません。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
電子部品事業	446	(86)
アッセンブリ事業	27	(3)
その他の事業	93	(2)
全社（共通）	98	(5)
合計	664	(96)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、嘱託及び臨時従業員数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
377 (91)	42.5	15.2	6,593,000

セグメントの名称	従業員数（人）	
電子部品事業	288	(84)
アッセンブリ事業	18	(3)
その他の事業	4	(1)
全社（共通）	67	(3)
合計	377	(91)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託及び臨時従業員数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び前払退職金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。将来の事象については、現時点における仮定および予想となりますので、今後、様々な要因により変化を余儀なくされるものであり、記載の予想や目標の達成および、将来の業績を保証するものではありません。

(1) 経営理念

当社の経営理念は「環境の変化に合わせて進化するデバイスを中心とした存在価値のある商社」であります。この理念に基づき現在はルネサスエレクトロニクス株式会社を始めとしてTDK株式会社、株式会社トーキン、京セラ株式会社、ザイリンクス株式会社等のデバイスや電子部品を販売する他、顧客の要望に基づくアッセンブリ（EMS）事業やその他エレクトロニクスに関わる全ての商社事業を手掛けております。

(2) 経営方針

「企画提案型エレクトロニクスの総合ソリューション・プロバイダー」を目指す。

- ・お客さまの海外展開へのグローバル対応
- ・仕入先さまとの協業を推進
- ・国内・海外の新市場開拓
- ・新たなビジネスモデルの追求
- ・継続的な発展と企業価値の向上
- ・豊かな社会の構築に貢献

(3) 経営戦略等

- ・インダストリ、オートモーティブ、アミューズメント、オフィス・オートメーションをコアマーケットとして位置付け、デバイスからシステム・ソリューション・ビジネスまで総合的に提案する。
- ・EMSビジネスの拡大を図る。
- ・新ビジネスモデルや新たな仕入先を発掘し続け、新たなビジネス領域の拡大を図る。
- ・海外現地法人を充実させ、日本国内と海外を当社ビジネスの両輪として運営を図る。
- ・コーポレートガバナンスとIRを重要視し、ステークホルダーへの企業価値向上を図る。
- ・ESG/SDGs/CSR/CSVを意識して企業価値向上を図る。
 - ESG:環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)
 - SDGs:持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)
 - CSR:企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)
 - CSV:共通価値の創造 (Creating Shared Value)

中期経営戦略概要

①お客さまのご要求に応えるだけのビジネスモデルから脱却し、お客さまの課題・問題を解決するソリューション提案型のビジネスモデルを目指す。

〔概要〕

- ・お客さまの課題や問題を解決する手段を検討し、提案し続ける。
- ・当社グループの総合力を結集し、最適なソリューション開発を実現する。
- ・これらの活動を通じて、お客さまからの永続的なCS (Customer Satisfaction) の向上を図る。

②特約店・代理店契約を締結した強力な各仕入先さまの戦略に基づき、着実な成長を目指す。

〔概要〕

- ・主要仕入先さまと目標・課題・戦略・戦術のフェーズを合わせ、その達成に向けて継続的な活動を実施することでS (Supplier Satisfaction) の向上を図る。
- ・仕入先さまと整合の上、目標達成のための必要な投資を実施する。

③当社の強みである、海外現地法人を活用し、グローバルな成長を目指す。

〔概要〕

- ・欧米、中国、ASEAN、インドに張り巡らせた当社グループのネットワークを利用し、各お客さまに最適なロジスティック・ソリューションを提供する。また、現地現場における特有な課題・問題に対し能動的に活動し、日系のお客さまのサポートから現地ローカルのお客さまの発掘・開拓までを実現する。

④EMS/ODMを中心とした、組込み・システムソリューション・ビジネスをシームレスに対応する「総合ソリューション・プロバイダー」としての活動を更に充実させる。

〔概要〕

- ・豊富な経験に基づいたEMSビジネスを更に発展させ、ODMビジネスにチャレンジする。
- ・DX (Digital Transformation) に対応し、クラウドやAI (人工知能)、ビッグデータ、データマイニングなどIoT/ICTのあらゆる領域でビジネスを推進する。

⑤積極的な企画提案を実施し、付加価値の高い企画提案型のクリエイティブなビジネスに挑戦する。

〔概要〕

- ・当社グループからビジネス企画や製品アイデアなどを提案する事に挑戦していく。
- ・付加価値のある製品企画は、特許出願などによる知的財産ビジネスにも挑戦する。

⑥企業価値向上のためのM&Aや財務戦略なども適時実施できるアクティブな企業運営を目指す。

〔概要〕

- ・総還元性向を始めとした財務戦略も適時実施する。
- ・シナジーあるM&Aについては、積極的に検討して行く。

⑦コーポレート・ガバナンスが効いた健全な企業運営を実施し続ける。

〔概要〕

- ・上場企業の社会的責任を自覚し、ESG/SDGs/CSR/CSVを意識した企業運営を行う。
- ・フェアディスクロージャールールに則った各ステークホルダーとの対話を重視し、積極的な情報開示に努める。
- ・コーポレート・ガバナンスを更に強化し企業価値の向上に努める。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

中期経営計画（2019年4月～2022年3月）の最終年度である2022年度の見通しは以下の通りです。2018年に策定の中期計画と新型コロナウイルス感染症から経済回復段階の2021年度現在を比較し「経済状況、消費動向、需給状況等」が劇的に変化したことにより、2022年3月期を最終年度とする3ヶ年中期経営計画公表値は未達の見込となりました。

指標	2022年3月期	
	(中期計画数値目標)	(予想)
売上高	1,400億円	1,100億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	28.0億円	12.6億円
ROE (自己資本利益率)	5.0%	2.5%

※2022年3月期（予想）は2021年5月14日決算短信より

(5) 経営環境

現在の経営環境は、当社の主要マーケットである自動車電装機器関連、産業機器関連、OA機器関連の顧客において生産回復基調に転じておりますが、一方では世界的な半導体製品の需給逼迫の影響が懸念されます。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、継続的な成長を目指すべく、収益拡大に加え収益体質・財務体質の一層の強化に取り組んでいきます。また、半導体メーカーや半導体商社の業界再編の流れが続く中、企業価値向上のため適切な対応を行っていきます。

主な課題への具体的取り組みは以下の通りです。

①新たな成長戦略の展開

当社グループは、ルネサスエレクトロニクス株式会社をはじめとする主要仕入先製品の更なる拡販に努めるほか、グローバルなネットワーク体制のもと、部品の調達、購買代行、アッセンブリおよび品質管理ならびにハード・ソフトの設計を含めた完成品の納入までを請け負えるビジネスモデルを基盤に、新規商材の発掘や新規顧客開拓を積極的に進め、新たなビジネスの拡大に取り組んでいきます。

②半導体製品の需給逼迫

世界的な半導体需要拡大の中、半導体ファウンドリの一極集中や災害等による影響から半導体製品の需給逼迫は長期化も予想されます。このような状況下においても、顧客需要を的確に把握するとともに、仕入れ先との円滑な連携により半導体製品の確保に努め、商社の役割を果たしてまいります。

③在庫リスク

商社機能の重要なファクターでもある流通在庫の保有は、顧客や仕入先に求められる役割となります。近年、半導体メーカーの国際的競争激化に伴う生産品目の集中と選択による生産終了品（EOL）在庫や、地震等の災害発生時にサプライチェーンを継続するための流通品（BCM）在庫が増加しましたが、最近では半導体の需給逼迫による新たなBCM在庫ニーズも高まっています。

当社グループは、これを重要なリスクとして捉え、適正在庫管理の強化や将来のリスクに備えた会計処理対応によりリスクのミニマム化に努めております。

④半導体業界再編のリスク

国際競争激化による半導体メーカーの再編により、直販化や更なる商流の統一が進み、半導体商社においても再編の動きが続いています。当社グループは、開発・調達・物流・金融等のあらゆるステージでのソリューション提案の向上を図り、顧客および仕入先に選ばれる商社を目指してまいります。また、シナジー効果のあるM&A案件については、積極的かつ慎重に取り組んでいきます。

⑤危機管理体制の更なる強化

これまで、過去の震災による危機管理体制の見直しとして、サプライチェーン継続に必要なBCM在庫の管理強化をおこなってきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に対応し、テレワーク実施等による社員の感染防止対策の徹底に加え、事業継続計画（BCP）の一層の充実を図っていきます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) エレクトロニクス業界の需要動向による影響について

当社グループは半導体を中心とした電子部品及び電子機器を取り扱う商社であることから、当社グループの業績は得意先である電子・電気機器業界の電子部品等の需要並びに設備投資動向等の影響を受ける可能性があります。

直近では、世界的に半導体製品の需給が逼迫している状況となっております。半導体製品の需給逼迫の長期化につきましては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 顧客に対する信用リスク

当社グループの顧客の多くは、代金後払いにて製品・サービスを購入していただいております。当社グループが多額の売掛金を有する顧客が財務上の問題に直面した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外市場での事業拡大に伴うリスク

当社グループは、海外市場での事業拡大を戦略のひとつとしております。当社グループのアジアを中心とした事業及び投資は、海外の金融市場及び経済に問題が生じた場合や当該国の社会的及び政治的な問題が生じた場合、当該市場に関係の深い顧客からの需要が大幅に減少するなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替変動のリスクについて

当社グループの業績及び財務状況は、為替相場の変動によって影響を受けます。為替変動は、当社グループの外貨建取引から発生する資産及び負債の本邦通貨換算額に影響を及ぼす可能性があります。また、外貨建取引における売上高、仕入高にも影響を及ぼす可能性があります。

こうした中、当社グループは為替予約や為替マリー等によって、為替変動の影響を軽減するよう努めております。しかしながら、リスクヘッジにより為替変動の影響を緩和することは可能であっても、影響をすべて排除することは不可能であり、急激な為替変動は当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症拡大の規模や終息時期については予測困難な状況にあります。世界的流行の長期化に伴う経済回復の鈍化は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、エレクトロニクス業界において特定の製品および部品等の調達に制約が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 在庫の増加によるリスク

流通在庫の保有は顧客や仕入先から求められる商社機能の重要な役割であります。当社グループの在庫状況は得意先である電子・電気機器業界の電子部品等の需要並びに設備投資動向等の影響を受ける可能性があります。また近年半導体メーカーの国際的競争激化に伴う生産品目の集中と選択による生産終了品（EOL）や、地震等の災害発生時にサプライチェーンを継続するための流通品（BCM）在庫、最近では半導体の需給逼迫による新たなBCM在庫ニーズも高まっており、在庫の増加が当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当期の財政状態の概況

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、734億89百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億96百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が63億4百万円、無形固定資産が1億2百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が34億34百万円、商品及び製品が19億48百万円、未収入金が14億35百万円、投資有価証券が9億64百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、231億49百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億1百万円増加いたしました。これは主に支払手形及び買掛金が1億59百万円、電子記録債務が2億76百万円減少したものの、未払金が12億22百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、503億40百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億95百万円増加いたしました。これは主に資本剰余金が1億89百万円、利益剰余金が13億84百万円減少したものの、自己株式が18億23百万円減少したこと、その他有価証券評価差額金が5億44百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は67.7%（前連結会計年度末は68.0%）となりました。

当期の経営成績の概況

当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高1,028億98百万円（前期比1.3%増）、営業利益15億43百万円（前期比4.2%減）、経常利益15億61百万円（前期比11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益12億55百万円（前期比1.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

電子部品事業

電子部品事業におきましては、売上高は881億6百万円（前期比6.9%増）となりました。

1) 集積回路

国内においては、自動車電装機器関連が低調に推移いたしました。OA機器関連、産業機器関連が堅調に推移いたしました。

海外においては、自動車電装機器関連、産業機器関連が堅調に推移いたしました。

以上の結果、集積回路の売上高は452億92百万円（前期比16.2%増）となりました。

2) 半導体素子

国内においては、産業機器関連が堅調に推移いたしました。

海外においては、自動車電装機器関連、産業機器関連が堅調に推移いたしました。

以上の結果、半導体素子の売上高は124億65百万円（前期比15.1%増）となりました。

3) 回路部品

国内においては、自動車電装機器関連が低調に推移いたしました。

海外においては、産業機器関連、自動車電装機器関連は堅調に推移いたしました。娯楽機器関連、OA機器関連が低調に推移いたしました。

以上の結果、回路部品の売上高は144億33百万円（前期比4.3%減）となりました。

4) LCD等

国内においては、娯楽機器関連が低調に推移いたしました。

海外においては、産業機器関連、OA機器関連が低調に推移いたしました。

以上の結果、LCD等の売上高は18億51百万円（前期比47.0%減）となりました。

5) その他電子部品

国内においては、産業機器関連が堅調に推移いたしました。

海外においては、自動車電装機器関連が低調に推移いたしました。

以上の結果、その他電子部品の売上高は140億63百万円（前期比0.03%減）となりました。

アッセンブリ事業

国内・海外ともに、娯楽機器関連、産業機器関連が低調に推移いたしました。

以上の結果、アッセンブリ製品の売上高は112億22百万円（前期比25.5%減）となりました。

その他の事業（電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発）

国内において、娯楽機器関連、OA機器関連向けの電子機器販売が低調に推移し、ソフトウェア受託開発も自動車電装機器関連向けが低調に推移いたしました。

以上の結果、電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発の売上高は35億69百万円（前期比13.2%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前当期純利益が16億26百万円（前期比13.2%減）となり、売上債権の増加、たな卸資産の増加、仕入債務の減少、法人税等の支払、配当金の支払等による支出があったことにより、前連結会計年度末に比べ63億27百万円減少し、当連結会計年度末においては175億96百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、45億27百万円（前期は66億43百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が16億26百万円、その他の資産・負債の増減額14億21百万円の収入等があったものの、売上債権の増加33億50百万円、たな卸資産の増加19億0百万円、仕入債務の減少5億22百万円、法人税等の支払6億36百万円による支出等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、7億14百万円（前期は45百万円の獲得）となりました。これは主に投資有価証券の取得2億9百万円、有形固定資産の取得1億50百万円、無形固定資産の取得2億33百万円の支出等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、12億32百万円（前期比54.0%減）となりました。これは主に短期借入金の返済による支出1億円、配当金の支払10億61百万円の支出等があったことによるものであります。

③ 仕入、受注及び販売の実績

a. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
電子部品事業 (百万円)	81,647	12.0
アッセンブリ事業 (百万円)	9,848	△23.6
その他の事業 (百万円)	2,472	△21.5
合計 (百万円)	93,968	5.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社グループは商社機能として、受注、販売活動を行っており、サプライチェーンの重要な役割として商品供給の納期確保のため、顧客の所要などに基づく手配も行っております。なお、受注から売上計上までの期間は短く完了しており、当連結会計年度における商品受注状況は以下のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
電子部品事業	120,952	133.4	36,407	219.5
アッセンブリ事業	11,847	77.87	2,103	114.2
その他の事業	3,132	95.0	431	84.22
合計	135,932	124.5	38,943	205.6

- (注) 1. 受注高および受注残高は、連結消去後の金額となります。
2. 受注高および受注残高には、消費税は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
電子部品事業 (百万円)	88,106	6.9
アッセンブリ事業 (百万円)	11,222	△25.5
その他の事業 (百万円)	3,569	△13.2
合計 (百万円)	102,898	1.3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2連結会計年度等は、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が、100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高1,028億98百万円（前期比1.3%増）、営業利益15億43百万円（前期比4.2%減）、経常利益15億61百万円（前期比11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益12億55百万円（前期比1.5%増）となりました。

売上に関しては、娯楽機器関連・自動車電装機器関連が減少で推移しましたが、産業機器関連・OA機器関連が増加し前期比1.3%増となりました。販管費は出張費の抑制等により前期比で3億49百万円減と抑えたものの、売上原価の増加を吸収するまでには至らず、売上総利益、営業利益、経常利益は各段階で前期比微減、当期純利益は横ばいとなりました。

また財務状態としては総資産に占める固定資産比率は、未だ低水準を保っております。これは商社特有のコンパクトな経営に徹した結果であります。今後も継続的な成長を目指すべく、収益拡大に加え、収益体質・財務体質の一層の強化に取り組んでまいります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

(電子部品事業)

売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の市況への影響から娯楽機器関連・自動車電装機器関連が低調に推移いたしました。産業機器関連・OA機器関連が堅調に推移したこと等により、前期比6.9%増の881億6百万円となりました。

セグメント利益は、上記に記載いたしました通り、利益率の低いOA機器関連への売上が伸長し前期比3.3%減の30億59百万円となりました。

セグメント資産は、電子部品事業の売上債権やたな卸資産の増加等により、前連結会計年度末に比べ76億98百万円増加し、379億43百万円となりました。

次期以降につきましては、娯楽機器関連が遊技参加人口の減少に伴う市場の縮小傾向により、多くは見込めない状況にありますが、産業分野、医療・介護分野において、感染症対策ソリューションおよびIoTソリューションの拡販活動をさらに実施してまいります。

(アッセンブリ事業)

売上高は、国内・海外ともに娯楽機器関連が、新型コロナウイルス感染症拡大による影響および業界における環境への取組みにより、リユース及びリサイクルの定着化が加速したことで、低調に推移し、前期比25.5%減の112億22百万円となりました。

セグメント利益は、前期比107.0%増の2億53百万円となりました。

セグメント資産は、アッセンブリ事業の売上債権や原材料の減少等により、前連結会計年度末に比べ17億39百万円減少し、60億93百万円となりました。

次期以降につきましては、娯楽機器関連が遊技参加人口の減少に伴う市場の縮小傾向により、多くは見込めない状況にありますが、産業分野、医療分野、車載分野のマーケット拡販活動を強化して成長を目指して行きます。

(その他の事業)

売上高は、国内の自動車電装顧客向けソフトウェア受託開発が低調に推移したことにより前期比13.2%減の35億69百万円となりました。

セグメント利益も、同理由により前期比20.4%減の2億69百万円となりました。

セグメント資産は、その他の事業の売上債権の増加等により、前連結会計年度末に比べ13百万円増加し、17億17百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性につきましては、当連結会計年度は、売上債権の増加、未収入金の増加、たな卸資産の増加による支出等により、現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べ63億27百万円減少し、175億96百万円となりました。

現状の資本とキャッシュを考慮すると余裕が無いとはいえませんが、業界動向の中で今後の成長性とサステナビリティを両立させかつ株主還元を念頭において機動的な資本政策を展開してまいります。

③ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要となる事項については、状況を踏まえ、合理的と判断される仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載されているとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大ならびに半導体製品の需給逼迫の影響は、不確実性が大きく、将来の事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点で入手可能な情報に基づき作成しております。

（たな卸資産）

当社グループはたな卸資産について、保有の理由や回転率に基づく一定の滞留期間によりたな卸資産を区分し、販売見込あるいは廃棄実績により評価減を行っておりますが、顧客の生産計画の変更など、見積りの前提に変更が生じ、連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

（繰延税金資産）

当社グループは繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得に基づき回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに基づくため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少が生じた場合は、繰延税金資産が取崩され、税金費用が計上される可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

販売等の提携契約は次のとおりであります。

契約会社名	国名	契約品目	契約内容	契約期間
日本電気株式会社	日本	パソコン周辺器、伝送部品	販売特約店契約	毎期自動更新
ルネサスエレクトロニクス株式会社	日本	半導体素子、集積回路	特約店契約	毎期自動更新
TDK株式会社	日本	フェライトコア、ダストコア、トロイダルコア、セラミックコンデンサ、各種コンバータ	特約店契約	毎期自動更新
日本モレックス合同会社	日本	ICソケット、基板用コネクタ、中継コネクタ、マイクロスイッチ用コネクタ	販売代理店契約	毎期自動更新
株式会社フジクラ	日本	フラットケーブルコネクタ、カードエッジコネクタ、DIPソケット、多極コネクタ (第一電子工業株式会社製品)	特約店契約	毎期自動更新
京セラ株式会社	日本	セラミックフィルタ、セラミック発振子、セラミックチップコンデンサ、チップ抵抗	販売代理店契約	毎期自動更新
株式会社トーキン	日本	キャパシタ、ICカード、カード機器、マグネット、各種センサ、フェライトコア、バスタレイド、ノイズフィルタ、コイル、トランス、圧電デバイス	販売特約店契約	毎期自動更新
EMデバイス株式会社	日本	リレー	販売特約店契約	毎期自動更新
日本電産サーボ株式会社	日本	DCモータ、ACモータ、ステッピングモータ、ファン、ブロー	代理店契約	毎期自動更新
TDKラムダ株式会社	日本	スイッチング電源、ノイズフィルター	特約店契約	毎期自動更新
Tianma Micro-Electronics(Hong Kong)Limited	香港	中小型ディスプレイ	販売店契約	毎期自動更新

5 【研究開発活動】

当社グループは、従来より継続して、総合ソリューション開発のために積極的に展示会や提案活動を行っております。また、当連結会計年度において、車載ビジネスの拡大のため、自動車ソリューション技術部を中心に、新たな開発への取組みを開始いたしました。当連結会計年度の研究開発費の総額は電子部品事業において32百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2021年3月31日現在)

事務所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び構築 物(百万円)	土地(百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都品川区)	—	共用設備	25	—	184	210	229 (33)
塩尻物流センター (長野県塩尻市)	—	共用設備	82	198 (3,799.59)	0	281	7 (26)
名古屋支店 (愛知県名古屋市 西区)	—	共用設備	19	131 (559.72)	1	152	25 (—)
川崎物流センター (神奈川県川崎市 川崎区)	—	共用設備	22	—	1	24	12 (29)

(注) 1. セグメントの名称を「—」としておりますのは、当社グループにおける主要な設備は、主に報告セグメントに帰属しない共通資産等及び管理部門での管理資産等であるためであります。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品であります。

なお、金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託及び臨時従業員数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）は年間の平均人員を（ ）を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

主要な設備について、記載すべき該当事項はありません。

(3) 在外子会社

主要な設備について、記載すべき該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	79,400,000
計	79,400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,510,566	47,510,566	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	47,510,566	47,510,566	—	—

(注) 当社は、2020年7月31日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2020年8月7日に2,200,000株の消却を行いました。これにより、発行済株式総数は、47,510,566株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2020年8月7日 (注)	△2,200,000	47,510,566	—	9,501	—	9,599

(注) 当社は、2020年7月31日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2020年8月7日付で2,200,000株の消却を行いました。これにより、発行済株式総数は、47,510,566株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	29	30	92	113	3	2,825	3,092	-
所有株式数（単元）	-	96,671	2,318	96,389	84,006	23	195,584	474,991	11,466
所有株式数の割合（%）	-	20.35	0.49	20.29	17.69	0.00	41.18	100.00	-

（注） 1. 自己株式10,405,318株は、「金融機関」に9,012単元、「個人その他」に95,041単元及び「単元未満株式の状況」に18株を含めて記載しております。なお、自己株式数には「役員株式給付信託(BBT)」および「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い当社から抛出した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）名義の当社株式901,200株を含めております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社キタイアンドカンパニー	東京都目黒区中央町2-22-7	4,900,000	12.89
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS02105-1631 (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,749,832	9.86
株式会社エスグラントコーポレーション	東京都渋谷区東3-22-14	2,491,200	6.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,745,100	4.59
北井 暁夫	東京都大田区	1,367,000	3.59
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	1,143,648	3.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,021,648	2.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	901,200	2.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	839,400	2.20
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託再信託分・TDK株式会社 退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	698,000	1.83
計	—	18,857,028	49.61

- (注) 1. 当社は、自己株式を9,504,118株保有していますが、上記大株主からは除外しております。なお、9,504,118株には「役員株式給付信託(BBT)」ならびに「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の導入に伴う株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する901,200株は含めておりません。
2. 持株比率は株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する901,200株を除く自己株式9,504,118株を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,405,300	9,012	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,093,800	370,938	—
単元未満株式	普通株式 11,466	—	—
発行済株式総数	47,510,566	—	—
総株主の議決権	—	379,950	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、「役員株式給付信託(BBT)」および「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する901,200株(議決権の数9,012個)が含まれております。

なお、当該議決権の数内、役員株式給付信託(BBT)5,273個は、議決権不行使となっております。

2. 当社は、2020年7月31日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2020年8月7日付で2,200,000株の消却を行いました。これにより、発行済株式総数は、47,510,566株となっております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
新光商事株式会社	東京都品川区大崎一丁目2番2号	9,504,100	901,200	10,405,300	21.90
計	—	9,504,100	901,200	10,405,300	21.90

(注) 1. 他人名義で保有している理由等

保有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
役員向け「株式給付信託(BBT)」制度の信託財産として527,300株保有	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12
従業員向け「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として373,900株保有	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12

2. 当社は、2020年7月31日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2020年8月7日付で2,200,000株の消却を行いました。

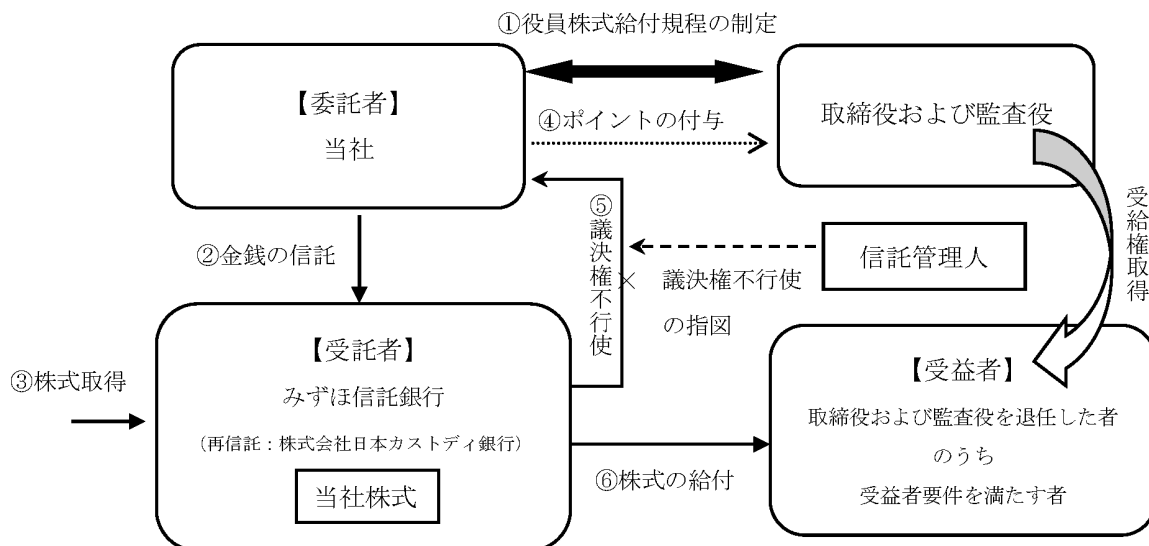
(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

①役員株式給付信託 (BBT) 制度について

当社は、2015年8月28日付で、当社取締役および監査役に対する新たな業績連動型株式報酬制度として、「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役および監査役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役および監査役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役および監査役の退任時となります。



- ① 当社は、2015年6月24日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定いたしました。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託しております。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しております。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役および監査役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役および監査役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

※信託の概要

- i. 名称：株式給付信託 (BBT)
- ii. 委託者：当社
- iii. 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- iv. 受益者：取締役および監査役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- v. 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定しております。
- vi. 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- vii. 本信託契約の締結日：2015年8月28日
- viii. 金銭を信託する日：2015年8月28日
- ix. 信託の期間：2015年8月28日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 役員等に取得させる予定の株式の総数または総額

2015年8月28日付で、387,000千円を抛出し、すでに株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が300,000株、387,000千円取得しております。

なお、2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をしております。

3. 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

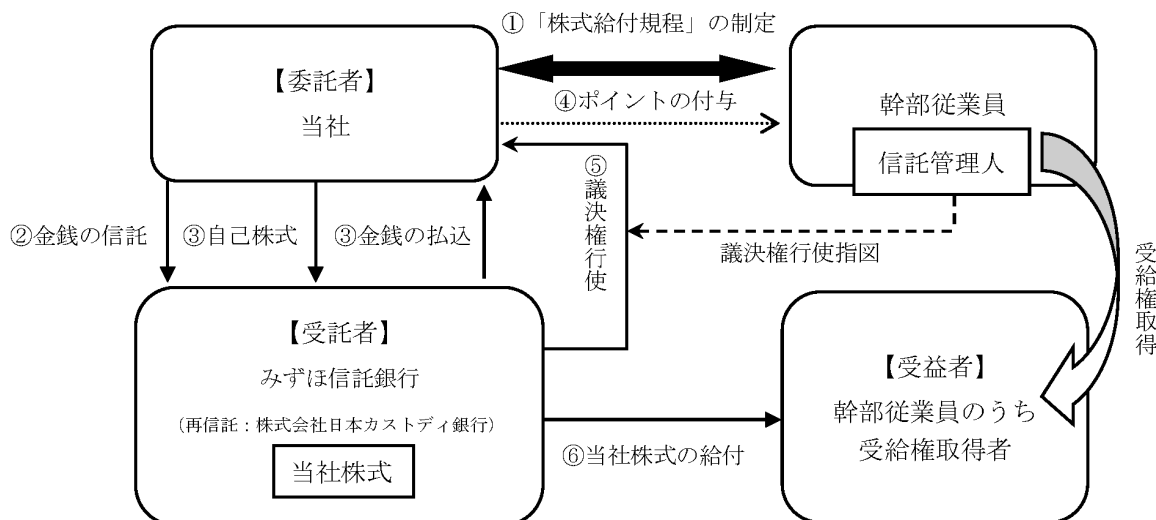
取締役および監査役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

②従業員株式給付信託（J-ESOP）制度について

当社は、2018年7月4日付で、当社幹部従業員に対し、当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、一定の要件を満たした当社の幹部従業員に対して、当社が定める株式給付規程に従い、会社業績に連動したポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに、当該付与ポイントに相当する当社株式を付与する制度であります。なお、一定の要件を満たした当社の幹部従業員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として一定の要件を満たした当社の幹部従業員の退職時となります。



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき幹部従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：株式会社日本カストディ銀行（信託E口））（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて幹部従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、当社株式に係る議決権を行使します。
- ⑥ 幹部従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

※信託の概要

- i. 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- ii. 委託者：当社
- iii. 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- iv. 受益者：幹部従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- v. 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定しております。
- vi. 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- vii. 本信託契約の締結日：2018年7月4日
- viii. 金銭を信託する日：2018年7月4日

ix. 信託の期間：2018年7月4日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 役員等に取得させる予定の株式の総数または総額

2018年7月4日付で、355,000千円を抛出し、すでに株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が200,000株、355,000千円取得しております。

なお、2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をしております。

3. 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
幹部従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	98	82,026
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	2,200,000	1,765,478,000	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (役員株式給付信託・従業員株式給付信託)	83,400	57,842,750	11,900	10,561,250
保有自己株式数	10,405,318	—	—	—

- (注) 1. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数にはそれぞれ、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式が、当事業年度901,200株、当期間889,300株が含まれております。
2. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
3. 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。
4. 2020年7月31日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2020年8月7日付で2,200,000株の消却を行っております。

3 【配当政策】

当社は株主の期待するリターンに応えるべく、株主に対する利益還元を重視し、資本コストを意識した経営基盤維持とサステナビリティを同時に実施して行きます。このため配当金額と自己株式取得金額を合わせた株主総還元額を基準とし、現中期計画（2020年3月期から2022年3月期）までの3期間においては、総還元性向（注）を100%以上といたします。尚、今後も企業価値向上に向けての投資額と株主のリターンを両立させるために中長期視野に立った自己株式の取得を適時適切に実施してゆく所存です。

(注) 総還元性向 = (配当金額 + 自己株式取得価額) ÷ 連結純利益 × 100

当期の配当金につきましては、中間配当金は1株あたり14円とし、期末配当金は1株あたり20円といたしました。この結果、当連結会計年度の総還元性向は100.4%となりました。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年10月30日 取締役会決議	532	14
2021年6月4日 取締役会決議	760	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

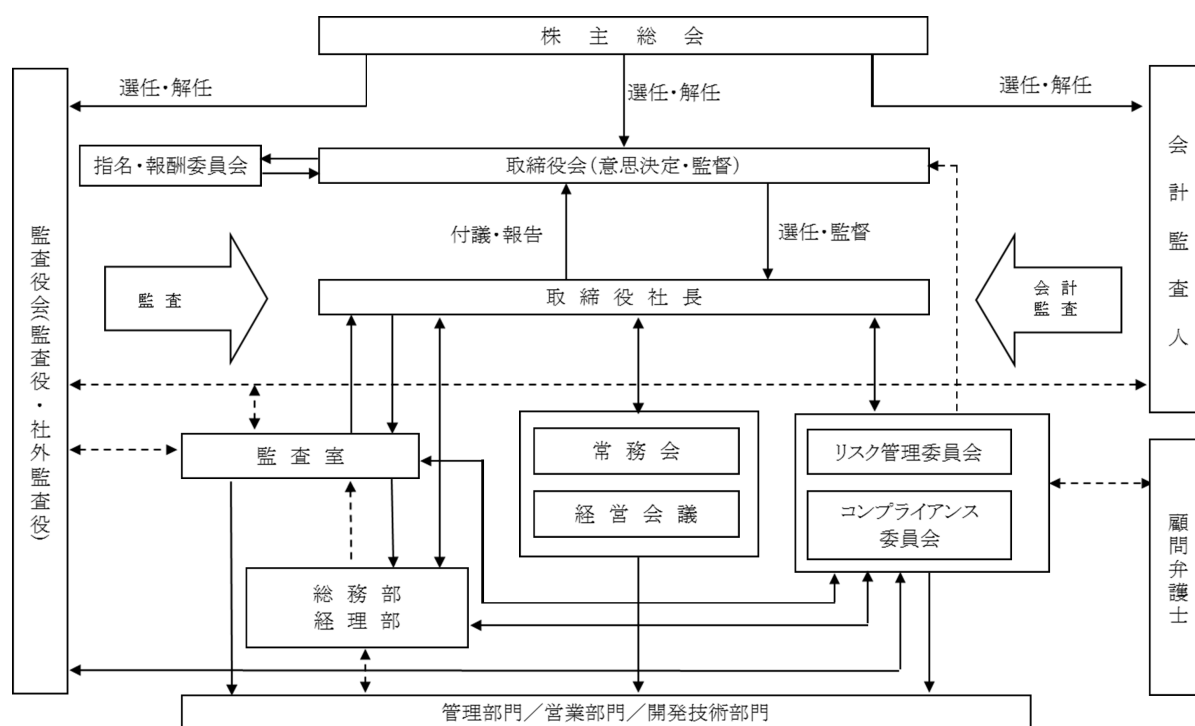
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社グループにおける以下の経営理念に基づき、企業価値の向上を目指すために、全てのステークホルダーへの配慮を図り、リスクのより少ない方法を検討し、各々の経営施策を実行していくことを運営方針としております。このためにコーポレート・ガバナンスコードに留意しながら、当社の成長に合った方法を常に模索し適正な開示に努めます。また、成長性と安全性を両立させながらコンパクトで実効性の高い体制を構築していきます。

当社の経営理念は、「環境の変化に合わせて進化するデバイスを中心とした存在価値のある商社」を目指すことであります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、監督機能と執行機能の分離を行い、健全で透明性の高い経営活動と意思決定の迅速化を推進することにより、企業価値の最大化を図っております。



<取締役会>

会社の業務執行の決定、取締役（代表取締役を含む）の職務執行の監督、それと代表取締役の選定・解職を行う。また、代表取締役以外に業務を執行する取締役を選定することもできる権限を有しており、経営の基本方針及び法令・定款で定められた事項並びに経営に関する重要事項を決定し、また、職務の執行を管理・監督する意思決定機関として、月1回の定時取締役会のほか、適時に臨時取締役会を開催しております。

なお、取締役の任期を1年とし、経営の機動性及び柔軟性の向上と、年度ごとの経営責任の明確化を図っております。

取締役会の議長は、社長 小川達哉が務めております。

構成員は、小川達哉（社長）、稲葉淳一（常務取締役）、細野克宏（取締役）、一色修志（取締役）、小林克衛（取締役）、井上邦博（取締役）、石戸正典（取締役）、北井暁夫（取締役相談役）、大浦俊夫（社外取締役）、吉池達悦（社外取締役）であり、出席者は、弓削文孝（監査役）、石原敏彦（社外監査役）、坂巻吉輝（社外監査役）になります。

< 監査役 >

「取締役の職務の執行を監査する業務監査」と「財務諸表等の監査を行う会計監査」の両方の権限を有し、取締役会及び経営会議等に出席して意見を述べるほか、会計監査人もしくは監査室の監査の立会い、重要書類の閲覧などにより、取締役の業務執行の妥当性、効率性などを幅広く検証するなどの経営監視を実施しております。

< 監査役会 >

監査報告の作成、常勤の監査役の選任及び解職、監査方針の決定、業務及び財産状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項の決定の権限を有し、法令・定款及び監査役会規程に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画などを決定しております。

監査内容については、監査計画について協議・承認し、実施した内容を、各監査役が監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

監査役会の議長は、監査役 弓削文孝が務めております。

構成員は、弓削文孝（監査役）、石原敏彦（社外監査役）、坂巻吉輝（社外監査役）になります。

< 常務会 >

取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁の権限を有し、代表取締役社長および取締役会を補佐する目的で月2回開催し、社内各部門から課題・業務遂行状況について答申、報告を受けて審議し、直ちに経営判断に反映させ環境変化の激しい市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制にしております。

常務会の議長は、社長 小川達哉が務めております。

構成員は、小川達哉（社長）、稲葉淳一（常務取締役）、細野克宏（取締役）、一色修志（取締役）、小林克衛（取締役）、井上邦博（取締役）、石戸正典（取締役）になります。

< 経営会議 >

経営会議は、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する報告を行うため、原則として半年に1回開催しております。

経営会議の議長は、社長 小川達哉が務めております。

構成員は、小川達哉（社長）、稲葉淳一（常務取締役）、細野克宏（取締役）、一色修志（取締役）、小林克衛（取締役）、井上邦博（取締役）、石戸正典（取締役）、北井暁夫（取締役相談役）、大浦俊夫（社外取締役）、吉池達悦（社外取締役）、弓削文孝（監査役）、石原敏彦（社外監査役）、坂巻吉輝（社外監査役）、部長・課長、及び関係会社社長と取締役になります。

< 指名・報酬委員会 >

取締役等の選解任や報酬等に関する評価・決定プロセスを透明化・客観化することで、監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として設置しております。

指名・報酬委員会の委員長は、社外取締役 大浦俊夫が務めております。

構成員は、大浦俊夫（社外取締役）、吉池達悦（社外取締役）、石原敏彦（社外監査役）、坂巻吉輝（社外監査役）、小川達哉（社長）、一色修志（取締役）、弓削文孝（監査役）になります。

開催頻度は適宜としております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役の人数は10名（うち社外取締役2名）であり、相互のチェックが図れるとともに、監査役3名（うち社外監査役2名）による監査体制、並びに、監査役が会計監査人や内部監査部門と連携を図る体制により、経営監視につきガバナンス機能が十分に果たされる体制が整備されているものと考えております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システム構築の基本方針

当社は、経営理念、経営方針のもと、業務の適正を確保する内部統制システムを構築し、監査役等による監査を実施し、かつ内部統制システムに関する決定等の内容を事業報告書において開示するため、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

一. 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし、社外弁護士も参加するコンプライアンス委員会を設置する。これにより新光商事グループの横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- (2) 当社は、取締役・使用人の職務の執行が法令、定款および社会規範を遵守することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準および企業倫理遵守規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、取締役社長および業務執行を担当する取締役は、新光商事グループの使用人に対するコンプライアンス教育・研修を行う。
- (4) 取締役社長直轄の監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、すべての業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適正、妥当かつ合理的に行われているかを監査する。
- (5) コンプライアンスに関する相談や法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するために、社外の弁護士を含めた複数の窓口を設置する。この場合、通報者の匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- (6) 当社は、企業の社会的責任を十分認識し、暴力、威力と詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する反社会的勢力に対しては、会社として法律に則し、毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶しそれらの勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書または電磁的記録（以下、「文書等」という）その他の重要な情報を、法令および文書管理規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4) 取締役を決定者とする決定書類および付属書類
 - 5) その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- (2) 上記に定める文書は、10年間保管するものとし、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。

三. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、企業価値を高め、企業活動の持続的な発展を実現することを脅かすあらゆる損失の危険に対処すべく、トータル・リスクマネジメントを統括する組織として、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
- (2) リスク管理委員会は、新光商事グループのリスクを網羅的・総括的に管理し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、定期的リスクを軽減する対応策の見直しを行う。
- (3) 上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク
 - 2) 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - 4) その他、取締役会が重大と判断するリスク

四. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、取締役社長および各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
- (2) 取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、業務分掌規程、職務権限規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃および職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直しをする。

五. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、新光商事グループの企業集団としての業務の適正と効率化を確保するために、グループとしての規則を関係会社管理規程類として整備する。

- (2) 新光商事グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- (3) 取締役社長および業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。これには、取締役社長が新光商事グループ各社の取締役に對し、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の整備について指導することを含む。
- (4) 新光商事グループは、子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告体制・リスク管理体制・業務管理体制・コンプライアンス体制について整備するとともに、定期的に当社の取締役会にてその運用状況を報告する。また、当社はその報告に對し、必要に応じて検討、改善指示を為すものとする。
- (5) 子会社は、当社の子会社に対する経営管理及び経営指導が法令に違反し、社会通念上疑義があると認めるときには、当社の監査役に報告する。なお、この時、当該報告者が子会社において不利益を受けないものとする。
- (6) 監査室は、新光商事グループにおける内部監査を実施し、新光商事グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況およびその監査結果は、その重要度に応じて取締役会に報告する。
- (7) 監査役会は、監査役を通じて新光商事グループの連結経営に對したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるように、監査室および会計監査人と緊密な連携等の的確な体制を構築する。

六、財務報告に係る内部統制が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に對応するため、監査室に内部統制グループを設置し、当社連結グループ各社の内部統制評価の体制の整備に取り組む。
- (2) 当社は、「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針」ならびに「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本計画」を年度毎作成し、必要があれば見直し検討を行なう。

七、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室および総務部に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査室および総務部の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関する決定には、監査役会の事前の同意を得る。
- (3) 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて内部監査部門である監査室および総務部がこれを補佐するものとし、当該補助使用人は専ら監査役の指揮命令下におかれる。

八、取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役社長および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (2) 取締役社長および業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、速やかに監査役に對し報告を行う。
 - 1) 新光商事グループの信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
 - 2) 新光商事グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
 - 3) 社内外へ環境、安全または衛生に関する重大な被害を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
 - 4) 企業行動基準、企業倫理遵守規程への違反で重大なもの
 - 5) その他上記 1)～4)に準じる事項
- (3) 取締役および使用人は、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に對応する。
- (4) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、新光商事グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役等に対して報告を行なうこととする。
- (5) 当社は、監査役等へ報告を行なった当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、当該取り扱いに對して異議がある場合は監査役から取締役会に撤回の要求ができるものとする。

九. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、業務執行を担当する取締役および重要な使用人ならびにグループ子会社の取締役および使用人から個別ヒアリングをする機会を設ける。
- (2) 監査役会は、取締役社長、監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
- (3) 当社は、監査役の職務執行において生ずる監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理については、当該請求による費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理を行なうものとする。

ロ. 取締役に関する事項

(1) 取締役の定員

当社は、取締役の員数は12名以内とする旨を定款に定めております。

(2) 取締役の選解任の決議要件（会社法と異なる別段の定め）

取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ハ. 株主総会決議に関する事項

・ 自己の株式の取得の決定機関

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によりできる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・ 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和して株主総会の円滑な運営を可能とするため、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ニ. 取締役、監査役の責任免除及び取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との責任限定契約

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし現時点では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補の対象外となります。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であり、候補者も含まれます。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 13名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 監査室担当	小川 達哉	1963年12月17日生	1986年4月 当社入社 2006年4月 NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED社長に就任 2008年6月 当社取締役就任 2013年4月 当社代表取締役社長に就任 (現任) 2015年4月 監査室担当 (現任)	(注) 3	16
常務取締役 営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第一部・営業第三部・営業第四部・新規ビジネス営業部担当	稲葉 淳一	1959年9月2日生	1982年4月 日本電気株式会社入社 2008年6月 NECエレクトロニクス株式会社 (現 ルネサスエレクトロニクス株式会社) 第二営業事業部長 2010年12月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 退社 2011年1月 当社入社 2011年6月 当社取締役就任 2015年4月 当社常務取締役に就任 (現任) 2021年4月 営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第一部・営業第三部・営業第四部・新規ビジネス営業部担当 (現任)	(注) 3	14
取締役 中部東海ブロック・アミューズメント営業部・EMS推進部・受託設計開発部担当	細野 克宏	1966年8月23日生	1989年4月 当社入社 2007年4月 中部東海ブロック名古屋支店長 2014年4月 アミューズメント営業部長 2014年6月 当社取締役就任 (現任) 2021年4月 中部東海ブロック・アミューズメント営業部・EMS推進部・受託設計開発部担当 (現任)	(注) 3	5
取締役 管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・物流部・国内関係会社担当、経理部長	一色 修志	1964年3月28日生	1986年4月 株式会社横浜銀行入行 2009年10月 同行市場営業部担当部長 2012年5月 同行経営企画部ALM担当部長 2017年4月 株式会社コンコルディア・フィナンシャル・グループ経営企画部主席マネージャー (出向) 2018年10月 当社出向 2019年1月 当社入社 2019年6月 当社取締役就任 (現任) 2021年4月 管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・物流部・国内関係会社担当、経理部長 (現任)	(注) 3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 デバイスソリューション技術 部担当、自動車ソリューション 技術部長	小林 克衛	1966年9月19日生	1990年4月 日本電気株式会社入社 2000年7月 NEC Electronics Inc(出向) 2011年4月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 自動車システム統括部自動車制御シ ステム部担当部長 2013年6月 当社入社 2019年6月 当社取締役に就任(現任) デバイスソリューション技術部担 当、自動車ソリューション技術部長 (現任)	(注)3	0
取締役 西日本ブロック・甲信越ブロ ック・電子部品販売推進部担 当	井上 邦博	1965年10月11日生	1988年4月 当社入社 2006年4月 当社大阪支店長 2009年4月 当社西日本ブロック部長 2016年4月 SHINKO(PTE)LTD. 社長 2020年6月 当社取締役に就任(現任) 西日本ブロック・甲信越ブロック・ 電子部品販売推進部担当(現任)	(注)3	2
取締役 東日本ブロック・営業第二 部・海外営業推進部・海外関 係会社担当	石戸 正典	1967年2月16日生	1989年4月 当社入社 2008年4月 千葉支店長 2011年4月 楽法洛(上海)貿易有限公司社長 (出向) 2021年4月 当社理事に就任 東日本ブロック・営業第二部・海外 営業推進部・海外関係会社副担当 2021年6月 当社取締役に就任(現任) 東日本ブロック・営業第二部・海外 営業推進部・海外関係会社担当 (現任)	(注)3	-
取締役 相談役	北井 暁夫	1948年4月3日生	1981年9月 当社入社 1986年1月 当社取締役に就任 1992年1月 当社常務取締役に就任 1993年6月 当社代表取締役社長に就任 2013年4月 当社代表取締役会長に就任 2020年4月 当社取締役相談役に就任(現任)	(注)3	1,367
取締役	大浦 俊夫	1948年12月20日生	1971年4月 三井倉庫株式会社入社 2003年6月 同社取締役に就任 2006年4月 同社常務取締役に就任 2008年6月 同社取締役 兼 三井倉庫港運株式 会社代表取締役社長に就任 2011年7月 同社顧問に就任 2013年7月 同社顧問を退任 2015年6月 当社取締役に就任(現任)	(注) 1,3	-
取締役	吉池 達悦	1952年5月9日生	1975年4月 日置電機株式会社入社 1995年3月 同社取締役営業部長に就任 1997年3月 同社取締役常務執行役員営業部長に 就任 2003年3月 同社取締役常務執行役員総務部長に 就任 2005年3月 同社代表取締役社長に就任 2013年2月 同社取締役会長に就任 2015年2月 同社取締役を退任 2015年6月 株式会社チノー社外取締役に就任 (現任) 2016年6月 当社取締役に就任(現任)	(注) 1,3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	弓削 文孝	1960年8月1日生	1984年4月 当社入社 1998年4月 NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED社長に就任 2006年4月 電子部品販売推進部長 2008年4月 N T 販売株式会社社長に就任 2013年6月 当社取締役役に就任 2020年6月 当社常勤監査役に就任(現任)	(注) 5	20
監査役	石原 敏彦	1952年11月30日生	1976年4月 富士電機株式会社入社 2011年4月 同社執行役員兼人事室長 2013年6月 同社常勤監査役 2017年6月 同社顧問 2018年6月 同社顧問退任 2019年6月 当社監査役に就任(現任)	(注) 2, 4	—
監査役	坂巻 吉輝	1980年6月26日生	2013年9月 司法試験合格 2014年11月 最高裁判所司法研修所終了 2014年12月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 坂巻酒井総合法律事務所入所 2020年6月 当社監査役に就任(現任)	(注) 2, 5	—
計					1, 429

- (注) 1. 取締役大浦 俊夫ならびに吉池 達悦は、社外取締役であります。
2. 監査役石原 敏彦ならびに坂巻 吉輝は、社外監査役であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2019年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、人格、識見、経歴、会社との関係等を勘案して独立性に問題がなく、取締役会及び監査役会への出席が可能である候補者から、監査役会の同意を得て、株主総会の決議に基づいて選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会を通じ、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制の監督・監査を行っております。

具体的には、社外取締役は、取締役会において、社外の独立した視点からの有益な意見を通じ、経営全般に対して監督を行うとともに、監査役及び内部統制部門を管掌する取締役等との意見交換等を実施しております。

また、社外監査役は、監査役と会計監査人の連携、監査役と内部監査部門の連携、及び監査役と内部統制部門との関係において、他の監査役と連携し監査手続きを実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、社外監査役2名、合計3名による監査役会を組織し行っております。毎月の定例監査役会のほか、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制になっております。

a. 当事業年度における各監査役の監査役会の出席状況

役職	氏名	出席回数(出席率)
常勤監査役	弓削 文孝	7回(100%)
社外監査役	石原 敏彦	12回(100%)
社外監査役	坂巻 吉輝	7回(100%)

全監査役がすべての監査役会に出席しております。なお、監査役 弓削文孝および社外監査役 坂巻吉輝は2020年6月25日就任以降に開催された監査役会を対象としております。

b. 常勤監査役の主な活動状況

常勤監査役の活動として、監査役監査計画に定めた分担に基づき、監査役会と会計監査人の連携、監査役会と内部監査部門および内部統制部門との関係において、他の監査役との情報の共有及び意志の疎通を図り監査手続きを実施しております。稟議書等の重要書類の閲覧、会計監査人の監査の立会いおよび監査室の内部業務監査に立会い、さらには実査および往査を通じて業務執行及び財産の状況を調査し、必要に応じ取締役および重要な使用人から説明を求め、取締役の業務の執行に対して監査役監査を実施しております。また連結対象となる主要国内グループ子会社の監査役を兼任しており親会社に準ずる手続きを実施しております。会計監査人との定期情報交換、および監査立会いを、年間を通じて実施することで、監査人監査の相当性の判断材料を収集することに務め監査役会で毎期再任または不再任の発議を行い協議しております。

c. 社外監査役の主な活動状況

監査役監査計画に定めた分担に基づき、重要会議議事録の閲覧や常勤監査役の監査役監査報告を通じて重要な発見事項等について監査役会にて検討及び審議を行うとともに、それぞれの専門的知見を活かした意見を取締役会にて発言しております。また、任意に設置している指名・報酬委員会の委員として、取締役会に付議する取締役候補者や新任監査役候補者の適格性および報酬の適性の審議に参画しております。

d. 監査役会における主な決議事項

監査方針・監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の報酬の同意、会計監査人の再任・不再任、監査役選任議案の株主総会への提出の同意等

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、取締役社長直轄の監査室(6名)が内部監査規程に則り監査を行っております。監査結果は、取締役社長及び監査役会にそれぞれ報告され相互牽制(内部牽制)の資に供されております。

連結財務諸表の報告全体に重要な影響を及ぼす、評価対象となる業務プロセスを、金額的及び質的重要性の観点から選定し、内部監査を行っております。

また、監査室は、会計監査人と定期的に意見交換をし、情報交換を図り、有効かつ効率的な、内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携が遂行できるようにしております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

清陽監査法人

b. 継続監査期間

10年

c. 業務を執行した公認会計士

野中 信男（清陽監査法人 指定社員 業務執行社員）

石井 和人（清陽監査法人 指定社員 業務執行社員）

乙藤 貴弘（清陽監査法人 指定社員 業務執行社員）

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

清陽監査法人に所属する公認会計士9名及びシステム監査技術者2名並びにその他1名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の解任または不再任の決定の方針は以下の通りです。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会への提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。新たに会計監査人の選定となる時には、当該監査法人の解任または不再任理由に相当する事由がないことが大前提となります。執行側との関係の下、監査法人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて選定いたします。具体的には、日本監査役協会が公表する「会計監査人の選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会にて策定した選定基準 1. 監査品質体制 2. 独立性 3. リスクを勘案した監査計画の立案 4. 監査チーム 5. 監査報酬 6. 法人として組織運営等の各視点の審査をおこない決定いたします。

現監査法人は適切な監査等職務執行が的確に行えると判断し選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、毎期監査法人に対して評価を行っております。この評価については日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、評価基準を策定し評価を行い、監査役と監査法人の間でおこなわれるコミュニケーション時点においてフィードバックを行っております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	29	—	30	—
連結子会社	—	—	—	—
計	29	—	30	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、財務報告の信頼性を高め、監査の質を確保するという観点から、会社の特性、監査日数等の諸要素を勘案して、適切な監査報酬を支払うことを方針としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、適切性及び妥当性を有するものと判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、従業員給与とのバランス、世間水準等を考慮したものとしております。

具体的な役員報酬の構成（プログラム）については固定報酬（月次役員報酬）と変動報酬（業績連動）より構成されており、変動報酬は役員賞与並びに役員株式報酬（BBT）に分かれます。また、もう一つの分類によれば現金報酬と株式報酬に分かれ、月次役員報酬と役員賞与が現金報酬、役員株式報酬（BBT）が株式報酬となり、株式報酬は退任時に役員退職金として支給されますが、在任時の各期当期利益と役職に完全連動いたします。また、現金報酬と株式報酬のバランスについては上記方針の下、業績水準と株価水準（調達時の簿価）が良好な場合は株式報酬比率が上昇し、逆の場合については従業員報酬と世間水準を考慮したフロアーに近づくことにより下降しますが、全ての報酬の総額の上限は株主総会で決められた限度以内であり後述のとおりです。尚、業績連動のマトリックスについても後述のとおりです。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月24日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額を年額3億16百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）としております。なお、監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の株主総会決議にて60百万円としております。また、それぞれの株主総会における決議の際の員数については取締役は12名以内、監査役は4名以内とし、各期における実績の員数については本有価証券報告書にて開示しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定は、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて行っており、報酬総額を増減する場合の株主総会議案の決定は取締役会としております。

また、任意の設置機関である指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、役員の報酬等について、その計算式、マトリックス表等が変更される場合は、その妥当性について検証し、取締役会へ意見を提出するものとしております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、取締役会決議により決定しております。

業績連動報酬（役員賞与及び役員株式報酬）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額であり、当該指標を選択した理由は、報酬と業績との連動性を高めることを目的とし、さらに当社の単年度のみならず中長期的な業績及び株式価値との連動性を明確にするためであります。

業績連動報酬の額の決定方法は、連結当期純利益が一定の金額を超えたときに、役員賞与については別表1、役員株式報酬については別表2の基準により支給しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、東京証券取引所へ開示の業績予想である、連結当期純利益10億円であり、実績は、連結損益計算書 親会社株主に帰属する当期純利益12億55百万円に、役員賞与27百万円、役員株式報酬14百万円を加算した、12億97百万円となりました。

別表1 役員賞与について

業績連動報酬のうち、役員賞与については、支給対象者は、原則、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、常勤取締役、社外取締役であり、役職別に基準分、考課分を設定し配分しております。

単位：百万円

連結当期純利益（※1）	役員賞与総額
500以上1,000未満	22.5
1,000以上1,500未満	27
1,500以上2,000未満	36
2,000以上2,500未満	45
2,500以上3,000未満	54
3,000以上3,500未満	63
3,500以上4,000未満	72
4,000以上4,500未満	81
4,500以上5,000未満	90
5,000以上5,500未満	99

※1. 連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額です。

※2. 当事業年度における当該業績連動型報酬である役員賞与にかかる実績は、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額控除前の連結当期純利益1,000百万円以上～1,500百万円未満の水準である27百万円であります。

別表2 業績連動型株式報酬制度について

業績連動型株式報酬制度に係る指標は、連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、役員である経営に携わる立場の者全てが意識し、行動した結果が、連結当期純利益というグループとしての成果に現れると考えているためです。

取締役および監査役には、各事業年度に関して、当該事業年度における役位、業績達成度で定まる数のポイントが付与されます。

業績達成度は、連結当期純利益（当株式報酬引当金繰入額および役員賞与引当金繰入額控除前）によって定められ、具体的には下記別表にて付与ポイントが算出されます。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役に付き150,000ポイント（うち社外取締役分10,000ポイント）を、それぞれ上限と致します。

なお、取締役および監査役に付与されるポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株（本制度導入時の自己株式処分価額1,290円/株）に換算されます。（当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）

当事業年度における当該業績連動型報酬である役員株式報酬にかかる実績は、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額控除前の連結当期純利益1,000百万円以上～1,500百万円未満の水準であるポイントを付与しております。

なお、当社は2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。よって従来水準と同様とするため、新規のポイントおよび付与済のポイントについても、2倍のポイントとしており、自己株式処分価額も645円/株に変更しております。

別表

単位：ポイント

連結当期純利益(※1) の水準(百万円)	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上 2,000未満	2,000以上 2,500未満	2,500以上 3,000未満
取締役会長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役社長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役副社長	3,500	4,300	5,100	5,900	7,000
専務取締役	3,000	3,700	4,400	5,100	6,000
常務取締役	2,500	3,100	3,700	4,300	5,000
常勤取締役	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
社外取締役	1,000	1,200	1,500	1,700	2,000
常勤監査役	800	1,000	1,200	1,400	1,600
社外監査役	400	500	600	700	800

単位：ポイント

連結当期純利益(※1) の水準(百万円)	3,000以上 3,500未満	3,500以上 4,000未満	4,000以上 4,500未満	4,500以上 5,000未満	5,000以上 5,500未満
取締役会長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役社長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役副社長	8,600	10,500	11,800	14,000	15,600
専務取締役	7,400	9,000	10,200	12,000	13,400
常務取締役	6,200	7,500	8,600	10,000	11,200
常勤取締役	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000
社外取締役	2,500	3,000	3,500	4,000	4,400
常勤監査役	2,000	2,400	2,800	3,200	3,600
社外監査役	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800

※1. 連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額です。

2. 当社は2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。よって従来の水準と同様とするため、新規のポイントおよび付与済のポイントについても、2倍のポイントとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (賞与) (百万円)	業績連動報酬 (株式報酬) (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	130	90	26	13	10
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	2
社外役員	25	23	0	1	5

(注) 1. 当社は、2007年6月22日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の従来の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する従来の役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

また、当社は2015年6月24日開催の第62期定時株主総会にて業績連動型株式報酬制度の導入を図り新たな役員退職時の株式支給制度（退職金扱い）を発足させております。これに伴う株式報酬制度による支給見込額14,835千円を上記報酬の中に含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので、記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
76	7	使用人兼務役員としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式のうち、保有目的が純投資目的である投資株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした株式としており、単なる値上がり期待又は高配当である株式へ投機目的の資金運用は行わないこととしております。

また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式とは、発行体等との総合的かつ中長期的な取引関係の維持・強化を図り、その結果として、株主をはじめとしたステークホルダーの利益に通じる株式をいいます。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

経理部門は、定期的に保有先企業との取引、配当等の状況を確認しております。そこで政策保有の意義が薄れたと判断した株式は、代表取締役社長の決裁を得た上で売却しております。また、取締役会は、上記経理部門の確認結果も考慮し、必要に応じて、政策保有の継続の可否について検討し決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	2
非上場株式以外の株式	31	3,126

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	7	208	企業間取引の強化のための新規取得 および持株会を通じた取得のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
京セラ株式会社	96,776	96,776	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	679	620		
TDK株式会社	40,200	40,200	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	616	336		
株式会社京三製作所	382,479	371,944	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	有
	157	173		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電気株式会社	39,857	39,857	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	259	157		
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ	281,000	281,000	(保有目的) 取引の安定化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	126	88		
E I Z O株式会社	79,000	26,400	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 企業間取引強化のための新規取得	有
	329	83		
グンゼ株式会社	21,600	21,600	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	89	78		
日本信号株式会社	73,927	73,103	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	有
	72	77		
株式会社T&Dホールディングス	78,200	78,200	(保有目的) 取引の安定化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	111	69		
株式会社アクセル	93,000	93,000	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	91	59		
ニチコン株式会社	72,000	72,000	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	80	48		
ジェコー株式会社	20,611	20,611	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	有
	80	45		
日本特殊陶業株式会社	29,614	29,614	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	56	45		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	15,000	15,000	(保有目的) 取引の安定化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	60	39		
日置電機株式会社	12,100	12,100	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	51	37		
大同信号株式会社	78,000	78,000	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	47	34		
シチズン時計株式会社	86,000	86,000	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	32	33		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	78,000	78,000	(保有目的) 取引の安定化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	46	31		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
山洋電気株式会社	4,504	4,504	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	26	19		
日本金銭機械株式会 社	35,365	35,365	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	21	19		
大井電気株式会社	6,917	6,716	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	無
	18	17		
サクサホールディン グス株式会社	8,028	7,639	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	無
	12	11		
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	6,500	65,000	(保有目的) 取引の安定化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	10	8		
株式会社ミクニ	33,450	31,075	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	無
	10	7		
リズム株式会社	11,204	11,204	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	10	7		
東プレ株式会社	4,808	4,705	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 持株会	無
	7	5		
マックス株式会社	2,830	2,830	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	4	4		
株式会社小糸製作所	1,000	1,000	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	7	3		
岩崎通信機株式会社	3,400	3,400	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	3	2		
東京計器株式会社	1,610	1,610	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	1	1		
KOA株式会社	459	459	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	0	0		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果については、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、投資額が連結純資産の1%を超える銘柄については、資本コストを考慮の上、保有の継続・非継続を検討することをコーポレートガバナンス・コードに定めております。2021年3月31日を基準とした検証の結果、この基準を超える取得価額の銘柄はありませんが、売上・仕入・取引状況を定量的に検討し、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、清陽監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,002	17,697
受取手形及び売掛金	20,525	23,960
商品及び製品	14,892	16,840
仕掛品	15	14
未収入金	※2 6,706	※2 8,141
その他	227	182
貸倒引当金	△6	△4
流動資産合計	66,363	66,833
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	906	906
減価償却累計額	△712	△726
建物及び構築物（純額）	194	180
土地	※3 332	※3 332
その他	1,010	1,167
減価償却累計額	△681	△762
その他（純額）	329	404
有形固定資産合計	855	916
無形固定資産		
投資その他の資産	597	495
投資有価証券	※1 2,277	※1 3,242
繰延税金資産	149	165
その他	※1 1,752	※1 1,839
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	4,176	5,244
固定資産合計	5,630	6,656
資産合計	71,993	73,489

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,232	11,073
電子記録債務	2,289	2,012
短期借入金	1,466	1,295
1年内返済予定の長期借入金	600	2,500
未払金	1,554	2,777
未払法人税等	279	149
賞与引当金	454	437
役員賞与引当金	41	44
子会社整理損失引当金	15	—
その他	453	495
流動負債合計	18,388	20,785
固定負債		
長期借入金	2,500	600
繰延税金負債	48	274
再評価に係る繰延税金負債	※3 4	※3 4
役員株式報酬引当金	103	75
従業員株式報酬引当金	97	128
退職給付に係る負債	1,021	963
その他	284	316
固定負債合計	4,059	2,363
負債合計	22,448	23,149
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,501	9,501
資本剰余金	9,788	9,599
利益剰余金	39,064	37,679
自己株式	△10,122	△8,298
株主資本合計	48,233	48,482
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	410	955
繰延ヘッジ損益	△0	0
土地再評価差額金	※3 △50	※3 △50
為替換算調整勘定	330	328
退職給付に係る調整累計額	9	6
その他の包括利益累計額合計	699	1,241
非支配株主持分	611	616
純資産合計	49,544	50,340
負債純資産合計	71,993	73,489

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	101,627	102,898
売上原価	※1 91,866	※1 93,554
売上総利益	9,760	9,343
販売費及び一般管理費	※2 8,149	※2 7,800
営業利益	1,611	1,543
営業外収益		
受取利息	58	26
受取配当金	64	61
為替差益	65	—
仕入割引	5	6
助成金収入	3	54
雑収入	69	64
営業外収益合計	268	213
営業外費用		
支払利息	73	58
為替差損	—	15
売上割引	3	3
支払補償費	—	106
雑支出	31	12
営業外費用合計	107	195
経常利益	1,771	1,561
特別利益		
投資有価証券売却益	372	—
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	—	141
特別利益合計	372	141
特別損失		
固定資産除売却損	※3 1	※3 8
支払和解金	—	64
関係会社株式評価損	28	—
投資有価証券評価損	52	3
ゴルフ会員権売却損	—	0
子会社整理損失	※4 186	—
特別損失合計	269	76
税金等調整前当期純利益	1,874	1,626
法人税、住民税及び事業税	613	368
法人税等調整額	1	△1
法人税等合計	615	367
当期純利益	1,258	1,259
非支配株主に帰属する当期純利益	22	3
親会社株主に帰属する当期純利益	1,236	1,255

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,258	1,259
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△268	545
繰延ヘッジ損益	△1	0
為替換算調整勘定	△240	△0
退職給付に係る調整額	27	△2
その他の包括利益合計	※1 △482	※1 542
包括利益	776	1,801
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	755	1,796
非支配株主に係る包括利益	20	5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,501	9,788	38,939	△8,548	49,681
当期変動額					
剰余金の配当			△1,112		△1,112
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,236		1,236
自己株式の取得				△1,583	△1,583
自己株式の処分				9	9
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	124	△1,573	△1,448
当期末残高	9,501	9,788	39,064	△10,122	48,233

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	678	0	△50	570	△18	1,180	591	51,453
当期変動額								
剰余金の配当								△1,112
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,236
自己株式の取得								△1,583
自己株式の処分								9
自己株式の消却								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△268	△1	－	△239	27	△480	20	△460
当期変動額合計	△268	△1	－	△239	27	△480	20	△1,908
当期末残高	410	△0	△50	330	9	699	611	49,544

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,501	9,788	39,064	△10,122	48,233
当期変動額					
剰余金の配当			△1,064		△1,064
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,255		1,255
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				57	57
自己株式の消却		△189	△1,576	1,765	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△189	△1,384	1,823	249
当期末残高	9,501	9,599	37,679	△8,298	48,482

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	410	△0	△50	330	9	699	611	49,544
当期変動額								
剰余金の配当								△1,064
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,255
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								57
自己株式の消却								—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	544	0	—	△1	△2	541	5	546
当期変動額合計	544	0	—	△1	△2	541	5	795
当期末残高	955	0	△50	328	6	1,241	616	50,340

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,874	1,626
減価償却費	221	336
のれん償却額	—	18
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	—	△141
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△2
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6	2
役員株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	19	△28
従業員株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	40	31
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4	△17
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△20	△57
受取利息及び受取配当金	△123	△87
支払利息	73	58
有形固定資産除売却損益 (△は益)	1	8
投資有価証券売却損益 (△は益)	△372	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	52	3
子会社整理損	9	—
関係会社株式評価損	28	—
支払和解金	—	64
売上債権の増減額 (△は増加)	3,312	△3,350
未収入金の増減額 (△は増加)	1,043	△530
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,247	△1,900
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,164	△522
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△6	△779
その他の資産・負債の増減額	△110	1,421
その他非資金取引	△0	△9
小計	7,121	△3,855
利息及び配当金の受取額	124	87
利息の支払額	△74	△58
法人税等の支払額	△527	△636
和解金の支払額	—	△64
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,643	△4,527
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△110	△209
関係会社出資金の払込による支出	△67	—
投資有価証券の売却による収入	467	—
有形固定資産の取得による支出	△96	△150
有形固定資産の売却による収入	47	—
無形固定資産の取得による支出	△398	△233
貸付金の回収による収入	0	0
その他投資資産の取得による支出	△53	△142
その他投資資産の売却・解約による収入	254	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	45	△714

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	265	—
短期借入金の返済による支出	△243	△100
長期借入れによる収入	—	600
長期借入金の返済による支出	—	△600
リース債務の返済による支出	△6	△70
自己株式の取得による支出	△1,583	△0
配当金の支払額	△1,109	△1,061
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,678	△1,232
現金及び現金同等物に係る換算差額	△211	146
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,799	△6,327
現金及び現金同等物の期首残高	20,124	23,924
現金及び現金同等物の期末残高	※1 23,924	※1 17,596

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITED

SHINKO (PTE) LTD.

NOVALUX AMERICA INC.

陽耀電子股份有限公司

ノバラックスジャパン株式会社

NT販売株式会社

NT Sales Hong Kong Ltd.

樂法洛（上海）貿易有限公司

新光商事エルエスアイデザインセンター株式会社

NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.

NOVALUX EUROPE, S. A.

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました調諧電子科技（深セン）有限公司については清算したため連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

樂法洛（深セン）貿易有限公司

NOVALUX (MALAYSIA) SDN BHD

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社および関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（樂法洛（深セン）貿易有限公司、NOVALUX (MALAYSIA) SDN BHD）および関連会社（NIPPON SEIKI CONSUMER PRODUCTS (THAILAND) CO., LTD.）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNOVALUX AMERICA INC. および樂法洛（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブの評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

- ハ たな卸資産の評価基準および評価方法
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法を採用しております。
ただし、当社および一部の連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 8～50年 |
| その他 | 2～20年 |
- ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ハ 役員賞与引当金
当社および一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ニ 役員株式報酬引当金
当社は、株式給付信託（BBT）による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- ホ 従業員株式報酬引当金
当社は、株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ 簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債ならびに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を充たしている為替予約取引については振当処理を行っております。
- ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建売掛金および外貨建買掛金

ハ ヘッジ方針

外貨建取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合には、そのリスクヘッジのため、実需原則に基づき成約時に為替予約取引を行うものとしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計の両者を比較して評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは識別されておられません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「その他」に表示していた2,008百万円は、「未払金」1,554百万円、「その他」453百万円として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において営業外収益の「雑収入」に表示していた73百万円は、「助成金収入」3百万円、「雑収入」69百万円として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(役員向け株式給付信託)

当社は、取締役及び監査役に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入しております。(以下、「本制度」という。)

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し「役員株式給付規程」を制定し、それに基づき、将来給付する株式を予め取得させるために信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。(以下、「本信託」という。)

「株式給付信託(BBT)」は、役員株式給付規程に基づき、取締役及び監査役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役及び監査役に株式を給付する仕組みです。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

本信託が保有する自己株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度383百万円、594,000株、当連結会計年度340百万円、527,300株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(従業員向け株式給付信託)

当社は、2018年6月13日付けにて、幹部従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し「従業員株式給付規程」を制定し、それに基づき、将来給付する株式を予め取得させるために信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

「株式給付信託(J-ESOP)」は、従業員株式給付規程に基づき、幹部従業員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、幹部従業員に株式を給付する仕組みです。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

本信託が保有する自己株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度346百万円、390,600株、当連結会計年度331百万円、373,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大による影響は、不確実性が大きく将来予測に反映させることが難しい要素もありますが、当社グループは、期末時点で入手可能な情報に基づき、最善と考える見積りを行っております。

また、この新型コロナウイルス感染拡大により、世界ならびに日本経済の悪化や低迷が長期化した場合には、当社グループ顧客の需要減少をもたらし、当社グループの翌年度の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	74百万円	74百万円
投資その他の資産「その他」(出資金)	83	83

※2 未収入金

ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額が、以下の通り含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額	5,758百万円	6,300百万円

※3 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を加えて算出する方法
- ・再評価を行った年月日…2002年3月31日

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△85百万円	△68百万円

(連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれている収益性低下に伴う期末たな卸資産の簿価切下げ金額(当該連結会計年度の前連結会計年度末に計上した切下額の戻入額と当該連結会計年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
149百万円	△227百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員賞与引当金繰入額	41百万円	49百万円
役員株式報酬引当金繰入額	20	14
従業員株式報酬引当金繰入額	49	46
給与及び賞与	3,364	3,439
賞与引当金繰入額	828	809
退職給付費用	301	305
貸倒引当金繰入額	3	△1
研究開発費	190	32

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
機械装置	—	0
器具備品	0	0
ソフトウェア	1	8
計	1	8

※4 子会社整理損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の海外子会社である調諧電子科技(深セン)有限公司の清算による損失であり、その内訳は主に退職金、社会保険料等であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△49百万円	754百万円
組替調整額	△319	3
税効果調整前	△368	758
税効果額	99	△212
その他有価証券評価差額金	△268	545
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△1	1
組替調整額	—	—
税効果調整前	△1	1
税効果額	0	△0
繰延ヘッジ損益	△1	0
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△240	140
組替調整額	—	△141
税効果調整前	△240	△0
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△240	△0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	29	△4
組替調整額	10	0
税効果調整前	40	△4
税効果額	△12	1
退職給付に係る調整額	27	△2
その他の包括利益合計	△482	542

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2	24,855	24,855	—	49,710
合計	24,855	24,855	—	49,710
自己株式				
普通株式 (注) 1. 3. 4	5,505	7,194	11	12,688
合計	5,505	7,194	11	12,688

- (注) 1. 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加24,855千株は株式分割によるものであります。
 3. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式が984,600株含まれております。
 4. 変動事由の概要
 普通株式の自己株式増加数の内訳は、次のとおりであります。
 株式分割による増加 5,505千株
 取締役会決議に基づく東京証券取引所における市場買付による取得による増加 1,688千株
 単元未満株式の取得による増加 0千株
 普通株式の自己株式減少数の内訳は、次のとおりであります。
 役員株式給付信託(BBT)、従業員株式給付信託(J-ESOP)への第三者割当による自己株式処分 11千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月4日 取締役会	普通株式	595	30	2019年3月31日	2019年6月6日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	516	27	2019年9月30日	2019年11月29日

- (注) 1. 2019年6月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金14百万円が含まれております。
 2. 2019年10月1日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。
 3. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月4日 取締役会	普通株式	532	利益剰余金	14	2020年3月31日	2020年6月8日

- (注) 1. 2020年6月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。
 2. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	49,710	—	2,200	47,510
合計	49,710	—	2,200	47,510
自己株式				
普通株式 (注) 1.2	12,688	0	2,283	10,405
合計	12,688	0	2,283	10,405

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式が901,200株含まれております。

2. 変動事由の概要

普通株式の自己株式増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の取得による増加 0千株

普通株式の自己株式減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 2,200千株

役員株式給付信託（BBT）、従業員株式給付信託（J-ESOP）への第三者割当による自己株式処分 83千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月4日 取締役会	普通株式	532	14	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	532	14	2020年9月30日	2020年11月30日

(注) 1. 2020年6月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

2. 2020年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月4日 取締役会	普通株式	760	利益剰余金	20	2021年3月31日	2021年6月8日

(注) 2021年6月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	24,002百万円	17,697百万円
別段預金(株式給付信託BBT、J-ESOP)	△78	△100
現金及び現金同等物	23,924	17,596

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づいて金融機関からの借入等により必要な資金を調達しております。また、一時的な余剰資金は安全かつ確実な低リスクの資金運用を行い、投機目的の資金運用は行わないものとしております。

デリバティブは、対顧客および子会社現地法人等との間に発生する実需を伴う貿易取引若しくは資本取引により発生するものに限定し、実需の伴わない投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの信用管理規程に従い信用調査を行い、取引先ごとに与信限度額を設定し、月次で取引先ごとの期日管理と残高管理および与信限度額の確認を行っております。また、定期的な見直しの時、または取引先の信用状況の変化時にはその都度見直しを行う与信管理体制を整備し運用しております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替管理規程に従い為替管理体制を構築しており、原則として外貨建ての営業債務をネットにしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に満期保有目的の債券および取引先との業務または資本提携等を目的とした株式であり、月次の時価を経営層に報告し、リスク管理を行う社内体制を採っております。

営業債務である支払手形および買掛金ならびに電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

借入金には短期借入金と長期借入金があり、主に営業取引に係る資金調達であります。なお、変動金利の借入金は金利変動のリスクに晒されておりますが、長期借入金については支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利による借入を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用していることにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24,002	24,002	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,525	20,525	—
(3) 未収入金	6,706	6,706	—
(4) 投資有価証券			
その他の有価証券	2,200	2,200	—
資産計	53,434	53,434	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,232	11,232	—
(2) 電子記録債務	2,289	2,289	—
(3) 短期借入金	1,466	1,466	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	600	600	0
(5) 長期借入金	2,500	2,504	4
負債計	18,088	18,093	4
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	17,697	17,697	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,960	23,960	—
(3) 未収入金	8,141	8,141	—
(4) 投資有価証券			
その他の有価証券	3,164	3,164	—
資産計	52,964	52,964	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,073	11,073	—
(2) 電子記録債務	2,012	2,012	—
(3) 短期借入金	1,295	1,295	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	2,500	2,501	1
(5) 長期借入金	600	606	6
負債計	17,481	17,489	7
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金 (2) 電子記録債務 (3) 短期借入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年内返済予定の長期借入金 (5) 長期借入金

固定金利である場合、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

債権債務残高に対して為替予約の振当処理を適用しているものは、売掛金及び買掛金の科目で処理しております。なお、デリバティブ取引は重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	77	77

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,002	—	—	—
受取手形及び売掛金	20,525	—	—	—
未収入金	6,706	—	—	—
合計	51,234	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,697	—	—	—
受取手形及び売掛金	23,960	—	—	—
未収入金	8,141	—	—	—
合計	49,799	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,466	—	—	—	—	—
1年内返済予定の 長期借入金	600	—	—	—	—	—
長期借入金	—	2,500	—	—	—	—
リース債務	58	26	15	—	—	—
合計	2,124	2,526	15	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,295	—	—	—	—	—
1年内返済予定の 長期借入金	2,500	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	600	—	—	—
リース債務	56	30	0	—	—	—
合計	3,851	30	600	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)
該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,701	922	778
	(2) 債券 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,701	922	778
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	498	679	△180
	(2) 債券 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	498	679	△180
合計		2,200	1,602	597

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 77百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,852	1,475	1,377
	(2) 債券 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,852	1,475	1,377
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	312	333	△21
	(2) 債券 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	312	333	△21
合計		3,164	1,808	1,356

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 77百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	467	372	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	467	372	—

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

その他有価証券の株式52百万円について減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

その他有価証券の株式3百万円について減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,376	—	4	4
	買建				
	米ドル	358	—	19	19
	日本円	350	—	18	18
合計		2,084	—	42	42

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,058	—	△57	△57
	買建				
	米ドル	653	—	23	23
	日本円	411	—	△6	△6
合計		2,123	—	△40	△40

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連
前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	271	—	(注)
	買建 米ドル	買掛金	194	—	(注)
	日本円	買掛金	9	—	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	792	—	(注)
	買建 米ドル	買掛金	167	—	(注)
	日本円	買掛金	31	—	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度、確定拠出型年金制度及び前払退職金制度を採用しております。また、一部の連結子会社では、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((3) に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	868百万円	817百万円
勤務費用	30	28
利息費用	2	3
数理計算上の差異の発生額	△29	4
退職給付の支払額	△53	△109
退職給付債務の期末残高	817	744

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3) に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

該当事項はありません。

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	213百万円	203百万円
退職給付費用	16	23
退職給付の支払額	△27	△8
退職給付に係る負債の期末残高	203	218

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—百万円	—百万円
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	1,021	963
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,021	963
退職給付に係る負債	1,021	963
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,021	963

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	30百万円	28百万円
利息費用	2	3
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	10	0
過去勤務費用の費用処理額	—	—
簡便法で計算した退職給付費用	16	23
その他	34	25
確定給付制度に係る退職給付費用	95	81

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	—百万円	—百万円
数理計算上の差異	△40	4
合計	△40	4

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	－百万円	－百万円
未認識数理計算上の差異	△13	△9
合 計	△13	△9

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.437%	0.408%
長期期待運用収益率	－	－

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度197百万円、当連結会計年度210百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	33百万円	9百万円
未払事業所税	2	2
賞与引当金	135	133
貸倒引当金	2	1
商品評価替	38	35
棚卸資産評価損	122	105
退職給付費用	5	12
その他有価証券評価差額金	43	－
退職給付に係る負債	317	298
長期未払金	28	31
ゴルフ会員権評価損	20	20
その他	175	189
繰延税金資産小計	926	841
評価性引当額（注）	△186	△70
繰延税金資産合計	740	771
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△229	△401
在外連結子会社留保利益	△397	△470
その他	△11	△8
繰延税金負債合計	△638	△880
繰延税金資産の純額	101	△109

(注) 評価性引当額が116百万円減少しております。この減少の主な内容は棚卸資産評価損に係る将来減算一時差異が解消した結果、その評価性引当額が減少したことなどによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.2
住民税均等割	1.2	1.4
在外連結子会社の留保利益に対する 税効果認識	1.3	4.4
評価性引当額の増減	3.4	△7.5
在外税率差	△3.1	△6.1
為替換算調整勘定取崩益	—	△2.6
その他	0.3	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.5	22.5

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会において経営検討資料の対象となっているものであります。

当社グループは、本社及び国内・海外に拠点を置き、電子部品販売、アッセンブリ製品販売、電子機器販売及びマイクロコンピュータのソフトウェアの受託開発事業を展開しております。

したがって、当社グループは、取扱い商品種類別の観点から、「電子部品事業」、「アッセンブリ事業」、及び「その他の事業」の3つを報告セグメントとしております。

「電子部品事業」は、集積回路、半導体素子、回路部品、LCD等及びその他電子部品を主要商品としております。また、「アッセンブリ事業」は、アッセンブリ製品を主要商品としております。「その他の事業」は、電子機器の販売及びマイクロコンピュータのソフトウェアの受託開発を主要商品としております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結 財務諸表 計上額
	電子部品事業	アッセンブリ 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	82,445	15,071	4,110	101,627	—	101,627
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	82,445	15,071	4,110	101,627	—	101,627
セグメント利益	3,164	122	338	3,625	△2,014	1,611
セグメント資産	30,245	7,832	1,703	39,781	32,211	71,993
セグメント負債	9,119	3,948	454	13,522	8,926	22,448
その他の項目						
減価償却費	—	26	12	38	182	221
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	—	—	8	8	486	494

当連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結 財務諸表 計上額
	電子部品事業	アッセンブリ 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	88,106	11,222	3,569	102,898	—	102,898
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	88,106	11,222	3,569	102,898	—	102,898
セグメント利益	3,059	253	269	3,582	△2,038	1,543
セグメント資産	37,943	6,093	1,717	45,754	27,735	73,489
セグメント負債	9,591	3,106	388	13,086	10,063	23,149
その他の項目						
減価償却費	—	—	13	13	323	336
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	—	—	8	8	374	383

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,625	3,582
全社費用（注）	△2,014	△2,038
連結財務諸表の営業利益	1,611	1,543

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない共通経費及び管理部門経費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	39,781	45,754
全社資産（注）	32,211	27,735
連結財務諸表の資産合計	71,993	73,489

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない共通資産等及び管理部門での管理資産等であります。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	13,522	13,086
全社負債（注）	8,926	10,063
連結財務諸表の負債合計	22,448	23,149

（注）全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない共通負債等及び管理部門での管理負債等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	38	13	182	323	221	336
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8	8	486	374	494	383

（注）「調整額」欄に記載した金額は、主に報告セグメントに帰属しない共通資産等及び管理部門での管理資産等を対象とするものであります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	電子部品事業	アッセンブリ 事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	82,445	15,071	4,110	101,627

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	北米	ヨーロッパ	合計
67,179	27,109	5,674	1,663	101,627

（注）アジア……中華人民共和国、香港、台湾、シンガポール、タイ
ヨーロッパ……スペイン

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	北米	ヨーロッパ	合計
742	108	1	3	855

3. 主要な顧客ごとの情報

各顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	電子部品事業	アッセンブリ 事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	88,106	11,222	3,569	102,898

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	北米	ヨーロッパ	合計
67,840	28,622	4,616	1,819	102,898

（注）アジア……中華人民共和国、香港、台湾、シンガポール、タイ
ヨーロッパ……スペイン

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	北米	ヨーロッパ	合計
780	133	0	2	916

3. 主要な顧客ごとの情報

各顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,321.73円	1,340.06円
1株当たり当期純利益金額	32.93円	33.86円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数
役員向け株式給付信託(BBT)
前連結会計年度594,000株、当連結会計年度527,300株
従業員向け株式給付信託(J-ESOP)
前連結会計年度390,600株、当連結会計年度373,900株
- 1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数
役員向け株式給付信託(BBT)
前連結会計年度594,738株、当連結会計年度547,823株
従業員向け株式給付信託(J-ESOP)
前連結会計年度395,115株、当連結会計年度382,915株
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	1,236	1,255
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(百万円)	1,236	1,255
期中平均株式数(千株)	37,558	37,075

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,466	1,295	1.70	—
1年以内に返済予定の長期借入金	600	2,500	0.74	—
1年以内に返済予定のリース債務	58	56	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,500	600	0.56	2024年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	42	31	—	2023年～2024年
その他有利子負債 固定負債 「その他」 (受入保証金)	82	90	0.02	—
合計	4,749	4,572	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	—	600	—	—
リース債務	30	0	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	20,814	43,924	70,941	102,898
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	67	332	746	1,626
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	28	188	472	1,255
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.77	5.07	12.74	33.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.77	4.25	7.44	21.11

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,012	7,508
受取手形	1,940	1,112
売掛金	※1 12,232	※1 15,408
商品	8,762	12,111
仕掛品	8	2
前払費用	73	78
未収入金	※1,※3 4,819	※1,※3 6,395
その他	※1 2,061	※1 2,075
貸倒引当金	△4	△2
流動資産合計	44,906	44,689
固定資産		
有形固定資産		
建物	170	159
構築物	0	0
機械及び装置	0	0
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	114	190
土地	330	330
建設仮勘定	76	44
有形固定資産合計	693	725
無形固定資産		
ソフトウェア	49	373
のれん	—	55
その他	494	28
無形固定資産合計	543	456
投資その他の資産		
投資有価証券	2,169	3,129
関係会社株式	1,940	1,940
繰延税金資産	336	187
その他	1,513	1,600
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	5,956	6,853
固定資産合計	7,193	8,035
資産合計	52,100	52,725

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	268	177
買掛金	※1 6,806	※1 7,089
電子記録債務	※1 2,289	※1 2,090
短期借入金	100	—
1年内返済予定の長期借入金	600	2,500
未払金	※1 1,547	※1 2,691
未払費用	117	129
未払法人税等	128	64
前受金	32	32
預り金	28	22
賞与引当金	271	285
役員賞与引当金	27	27
その他	9	11
流動負債合計	12,227	15,121
固定負債		
長期借入金	2,500	600
退職給付引当金	831	754
役員株式報酬引当金	103	75
従業員株式報酬引当金	97	128
その他	228	269
固定負債合計	3,760	1,828
負債合計	15,987	16,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,501	9,501
資本剰余金		
資本準備金	9,599	9,599
その他資本剰余金	189	—
資本剰余金合計	9,788	9,599
利益剰余金		
利益準備金	890	890
その他利益剰余金		
別途積立金	18,000	18,000
繰越利益剰余金	7,696	5,183
利益剰余金合計	26,586	24,073
自己株式	△10,122	△8,298
株主資本合計	35,755	34,875
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	407	950
繰延ヘッジ損益	△0	0
土地再評価差額金	△50	△50
評価・換算差額等合計	356	900
純資産合計	36,112	35,775
負債純資産合計	52,100	52,725

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 63,076	※1 63,729
売上原価	※1 57,360	※1 58,140
売上総利益	5,715	5,588
販売費及び一般管理費	※1,※2 5,426	※1,※2 5,372
営業利益	288	216
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 81	※1 76
その他	※1 33	※1 30
営業外収益合計	115	106
営業外費用		
支払利息	22	22
その他	※1 70	※1 119
営業外費用合計	93	141
経常利益	310	181
特別利益		
投資有価証券売却益	372	—
特別利益合計	372	—
特別損失		
固定資産除売却損	※3 1	※3 8
投資有価証券評価損	52	3
支払和解金	—	64
特別損失合計	54	76
税引前当期純利益	627	105
法人税、住民税及び事業税	256	41
法人税等調整額	△15	△62
法人税等合計	241	△21
当期純利益	386	126

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
期首商品たな卸高		11,251	100.0	9,163	100.0
期首仕掛品たな卸高		1		8	
当期商品仕入高		55,190		61,499	
合計		66,443		70,670	
期末商品たな卸高		9,163		12,229	
期末仕掛品たな卸高		8		2	
他勘定振替高		4		15	
商品評価損		93		△282	
当期売上原価		57,360		58,140	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,501	9,599	189	9,788	890	18,000	8,422	27,312	△8,548	38,054
当期変動額										
剰余金の配当							△1,112	△1,112		△1,112
当期純利益							386	386		386
自己株式の取得									△1,583	△1,583
自己株式の処分									9	9
自己株式の消却										—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△725	△725	△1,573	△2,299
当期末残高	9,501	9,599	189	9,788	890	18,000	7,696	26,586	△10,122	35,755

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	675	0	△50	625	38,680
当期変動額					
剰余金の配当					△1,112
当期純利益					386
自己株式の取得					△1,583
自己株式の処分					9
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△267	△1	—	△268	△268
当期変動額合計	△267	△1	—	△268	△2,567
当期末残高	407	△0	△50	356	36,112

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	9,501	9,599	189	9,788	890	18,000	7,696	26,586	△10,122	35,755
当期変動額										
剰余金の配当							△1,064	△1,064		△1,064
当期純利益							126	126		126
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									57	57
自己株式の消却			△189	△189			△1,576	△1,576	1,765	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										－
当期変動額合計	－	－	△189	△189	－	－	△2,513	△2,513	1,823	△879
当期末残高	9,501	9,599	－	9,599	890	18,000	5,183	24,073	△8,298	34,875

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	407	△0	△50	356	36,112
当期変動額					
剰余金の配当					△1,064
当期純利益					126
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					57
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	542	0	－	543	543
当期変動額合計	542	0	－	543	△336
当期末残高	950	0	△50	900	35,775

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び車両運搬具 12年

器具備品 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) のれん

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員株式報酬引当金

株式給付信託（BBT）による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) 従業員株式報酬引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を充たしている為替予約取引については振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建売掛金、外貨建買掛金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合には、そのリスクヘッジのため、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計の両者を比較して評価しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは識別されておられません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

取締役および監査役、幹部従業員に対し、信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	4,150百万円	4,479百万円
短期金銭債務	681	674

2 保証債務

(1) 債務保証

他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
楽法洛(上海)貿易有限公司 (借入債務)	761 (6,999千US\$)	楽法洛(上海)貿易有限公司 (借入債務) 774 (6,999千US\$)
陽耀電子股份有限公司 (支払債務)	69 (642千US\$)	陽耀電子股份有限公司 (支払債務) 52 (474千US\$)
計	831	計 827

(2) 経営指導念書差入

次の関係会社について、金融機関からの借入債務に対し返済指導等を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
楽法洛(上海)貿易有限公司 (借入債務)	163百万円 (1,500千US\$)	楽法洛(上海)貿易有限公司 (借入債務) 166百万円 (1,500千US\$)
計	163	計 166

※3 未収入金

ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額が、以下の通り含まれております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額	4,304百万円	4,899百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	7,422百万円	6,289百万円
仕入高	3,358	3,126
販売費及び一般管理費	198	239
営業取引以外の取引による取引高	15	15

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69%、当事業年度68%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31%、当事業年度32%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び賞与	2,168百万円	2,289百万円
賞与引当金繰入額	543	552
役員賞与引当金繰入額	27	27
役員株式報酬引当金繰入額	20	14
従業員株式報酬引当金繰入額	49	46
退職給付費用	230	234
福利費	501	527
旅費交通費	271	127
賃借料	349	358
事務委託費	222	270
減価償却費	115	244
貸倒引当金繰入額	1	△2

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	0百万円	建物 0百万円
機械装置	—	機械装置 0
工具、器具及び備品	0	工具、器具及び備品 0
無形固定資産	1	無形固定資産 8
計	1	計 8

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,940百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は1,940百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	24百万円	8百万円
未払事業所税	2	2
賞与引当金	83	87
貸倒引当金	2	1
商品評価替	38	35
棚卸資産評価損	122	105
退職給付費用	5	6
その他有価証券評価差額金	43	5
退職給付引当金	254	230
長期未払金	22	25
株式報酬引当金	61	62
投資有価証券評価損	19	19
ゴルフ会員権評価損	18	18
その他	31	48
繰延税金資産小計	730	657
評価性引当額	△166	△68
繰延税金資産合計	563	588
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△227	△401
繰延税金負債合計	△227	△401
繰延税金資産の純額	336	187

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9	11.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	△3.5
住民税均等割	2.8	18.2
法人税額の特別控除額	△4.3	—
評価性引当額の増減	6.1	△92.5
修正申告による影響	—	4.5
外国源泉税	—	11.8
その他	0.9	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4	△19.9

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	812	2	3	811	652	14	159
構築物	37	—	—	37	36	0	0
機械及び装置	24	—	0	23	23	0	0
車両運搬具	1	—	—	1	1	—	0
工具、器具及び備品	529	177	2	704	513	100	190
土地	330	—	—	330	—	—	330
建設仮勘定	76	60	92	44	—	—	44
有形固定資産計	1,812	240	99	1,953	1,227	115	725
無形固定資産							
ソフトウェア	334	440	249	524	151	107	373
のれん	—	69	—	69	13	13	55
その他	494	41	507	28	—	—	28
無形固定資産計	828	550	757	622	165	121	456
長期前払費用	70	6	0	76	66	6	9

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。
2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

次期基幹システム構築	工具、器具及び備品	164百万円
次期基幹システム構築	ソフトウェア	421百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7	—	2	5
賞与引当金	271	285	271	285
役員賞与引当金	27	27	27	27
役員株式報酬引当金	103	14	43	75
従業員株式報酬引当金	97	47	16	128

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集、新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

2. 特別口座

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取り・買増しを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。なお、特別口座に記録されている株式については、次の特別口座の口座管理機関が直接取扱うこととなっております。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、会社の公告方法は次のとおりとなりました。

当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞または官報に掲載する方法により行います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第67期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第68期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月11日関東財務局長に提出

（第68期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月13日関東財務局長に提出

（第68期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

新光商事株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 信男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 乙藤 貴弘 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新光商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光商事株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>新光商事株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、「商品及び製品」16,840百万円が計上されており、総資産の22.9%を占めている。</p> <p>会社は、連結財務諸表の注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により貸借対照表価額を算定している。この結果、連結財務諸表の注記事項（連結損益計算書関係）に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益計算書において△227百万円の簿価切下げ額（前連結会計年度末に計上した切下げ額の戻入額と当連結会計年度末に計上した切下げ額を相殺した後の金額）を売上原価に計上している。</p> <p>棚卸資産の評価については、収益性の低下を適切に反映することが求められている。</p> <p>会社及び連結子会社は、メーカーと顧客の中間に存在する会社として在庫を一定数、一定期間保有することが求められており、顧客の需要が無くなった在庫について適時に廃棄する方針であるため、会社の現在の環境が続く限り、通常の在庫については、同程度の廃棄が行われると仮定している。また、EOL (End of Life)在庫については、保有期間が長期にわたり、その経過とともに廃棄の可能性が高まると仮定している。</p> <p>棚卸資産の収益性の低下を適切に表す方法として、まず、直近の販売単価と比較し、簿価より販売単価が下回った場合は、販売単価まで簿価を切下げている。また、通常の在庫については、在庫残高に対する廃棄実績の割合の3年平均を評価減率として評価減金額を算定しており、EOL在庫については、一定の仮定を用いて評価減を実施している。</p> <p>当監査法人は、収益性の低下の見通し及びその結果生じる簿価の切下げ額が、会社による仮定、見積り及びその他の判断の影響を受けるため、当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、「商品及び製品」に計上されている棚卸資産の評価の妥当性を検討するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 親会社及び主要な子会社の棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。内部統制の有効性の評価においては、経営者による評価額の算定の妥当性を確保するための、社内における査閲と承認に係る内部統制の有効性を評価した。また、当該内部統制において利用される重要な基礎データについては、正確性と網羅性を確保するための内部統制の有効性を評価した。</p> <p>(2) 評価減に関する見積りの合理性の評価 経営者が使用した棚卸資産の評価減に関する見積りの合理性を評価するために、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者との棚卸資産の評価方法に関するディスカッション ・簿価と直近販売単価の比較 ・評価減に関する仮定の合理性の検討 ・基礎データの正確性および網羅性の確認 ・昨年度の評価方法の検証 <p>(3) 期末の評価減計上額の妥当性の検討 棚卸資産の評価方法の適用、算定額の正確性及び評価減の計上の妥当性について検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし

ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新光商事株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、新光商事株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

新光商事株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 野中 信男 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石井 和人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 乙藤 貴弘 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新光商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光商事株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価

新光商事株式会社の当事業年度の貸借対照表において、「商品」12,111百万円が計上されており、総資産の22.9%を占めている。また当事業年度の損益計算書において△282百万円の簿価切下げ額（前事業年度末に計上した切下げ額の戻入額と当事業年度末に計上した切下げ額を相殺した後の金額）を売上原価に計上している。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（棚卸資産の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある

る場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小川達哉は、当社の第68期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 小川 達哉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社7社を対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入高、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点に係わらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。